

所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
- この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

お知らせ

申告書はA・Bの区分がなくなり、新しい申告書に一本化されています。

自宅から
スマホやパソコンでe-Tax！

作成コーナー



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます！

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って入力するだけで、自動計算されるため、ご自身で計算する必要がありません。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間
を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

○マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

○作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

○詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、
文字を入力いただくことにより、
人工知能(AI)が自動でお答えします。

ご相談はこちら



目次

ページ

1. 確定申告の概要	1
2. 申告書の書き方	
申告書の記載例	5
手順1 ▶ 住所、氏名などを記入する	7
手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額等を計算する	8
手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する	15
手順4 ▶ 税金の計算をする	24
手順5 ▶ その他、▶ 延納の届出、▶ 還付される税金の受取場所を記入する	29
手順6 ▶ 住民税、▶ 事業税に関する事項を記入する	31
(参考) 申告や納税について知っておきたいこと	35
3. 申告書に添付・提示する書類	41
4. 医療費控除の明細書	44
5. 振替納税の新規(変更)申込み	45
6. 下書き用申告書	46

1. 確定申告の概要

Step 1

書類を準備する
源泉徴収票 など(41ページ)

Step 2

申告書などを
作成する(5ページ)

Step 3

申告書を税務署に
提出する

Step 4

納付する 又は
還付を受ける

令和4年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付

令和5年2月16日(木) から 同年3月15日(水)まで

還付申告書は、**令和5年2月15日(水)**以前でも提出できます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

申告書の提出方法

① e-Tax で申告する。

② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センター(※)に送付する。

※国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

なお、内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページをご覧ください。

○確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署又は業務センターに送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

○通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。

送付先
を調べる



◆ 収受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合

○郵便又は信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により申告書を提出する場合は、複写により作成した(複写式でないものについては、ボールペンで記載した)申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。

○申告書を税務署の受付に提出する場合は、その提出の際に、申告書の控えをお持ちください。

○申告書の控えへの収受日付印の押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

○一度申告書を提出した後、控えに収受日付印を押印することはできません。

納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>）をご覧ください。

令和4年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、

令和5年 3月15日(水)です。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。



(1) キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

① 振替納税を利用する。

令和4年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替日は、

令和5年 4月24日(月)です。

確実に振替納税できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

令和4年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替納税のお申込み期限は、

令和5年 3月15日(水)です。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxで提出できます。

金融機関届出印や電子証明書は不要です。

なお、書面でご提出の場合は、この手引きの45ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出してください。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。

なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、①申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入した場合、又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

② ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)で納付する。

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落としにより納付できます。

③ インターネットバンキングやATMで納付する。

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

④ クレジットカードで納付する。

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

⑤ スマートフォンアプリで納付する。

インターネットを利用して「スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付する方法です。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(2) キャッシュレス納付以外の納付方法

キャッシュレス納付以外の納付方法は次のとおりです。

① QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコード(※1)として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付(※2)できます。

※1「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 納付できる金額は30万円以下となります。

② 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

※税金の延納について(⇒29ページ)

還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます(⇒30ページ)。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

所得税等の確定申告とは

所得税等の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

- ※ 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。
- ※ 居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。
なお、非永住者の方は課税所得の範囲が異なります。

◆用語の解説

「**予定納税**」とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税等の一部をあらかじめ納付する制度です。

「**居住者**」とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方をいいます。

「**非永住者**」とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

確定申告が必要な方

次の①から④のいずれかに該当する方（確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）は、所得税等の確定申告が必要です。

区 分	概 要
① 給与と所得がある方 大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。 ※ 確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。	次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。 (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える （例）給与を1か所から受けていて、公的年金等の収入金額が80万円（65歳以上の方（昭和33年1月1日以前に生まれた方）は、130万円）を超える場合 (3) 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。 (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた (5) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている
② 公的年金等の雑所得のみの方	公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある ※ 確定申告不要制度は、4ページの【年金所得者に係る確定申告不要制度について】を参照してください。
③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。 なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。 ※ 退職所得の記入方法等は、36ページを参照してください。
④ ①～③以外の方	次の計算において残額がある 各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。 課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。 所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から④に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも**所得税等の確定申告は必要ありません**。

①公的年金等(その全部(※1)が源泉徴収の対象となる場合(※2)に限ります。)の収入金額が400万円以下

※1 所得税法第203条の7(源泉徴収を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除きます。

※2 一定の外国年金が国外で支払われる場合などには、源泉徴収の対象となりません。

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※上記の場合でも、次の「確定申告をすれば税金が還付される方」に該当する場合には、還付を受けるための申告(還付申告)を行うことにより税金が還付されます。

※住民税については、40ページを参照してください。

確定申告をすれば税金が還付される方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

※ 予定納税がない方で、源泉徴収税額のない場合(源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等)には、還付される税金はありません。

なお、給与所得者や公的年金等の雑所得がある方(年金所得者)が還付申告をする場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。

また、還付申告は原則としてその年の翌年1月1日以降、5年間(令和4年分の確定申告の場合、令和9年12月31日まで)提出することができます(※)。

※ 55万円又は65万円の青色申告特別控除など、申告期限(原則その年の翌年3月15日)までに申告書を提出することがその適用要件となっている特例があることなどにご注意ください。

区 分	概 要
① 総合課税の配当所得や 原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※ 一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
② 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄附金控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている場合を除く。)、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅等新築等特別税額控除などを受ける場合
③ 所得が公的年金等の雑 所得のみの方	生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受ける場合
④ 年途中で退職した後 就職しなかった方	給与所得について年末調整を受けていない場合
⑤ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ● 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ● 退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収され、その所得税等の源泉徴収税額が退職所得について再計算した税額を超えている ※ 退職所得の記入方法等は、36ページを参照してください。

! 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

- 申告分離課税(➡35ページ)の所得がある方は、『**第三表(分離課税用)**』を申告書第一表・第二表と併せて使用します。
- 所得金額が赤字の方、所得金額から雑損控除額(➡21ページ)や繰越損失額(➡29ページ)を控除すると赤字になる方は、『**第四表(損失申告用)**』を申告書第一表・第二表と併せて使用します。
- 『第三表』や『第四表』を使用する場合など、次の説明書を用意していますので、必要に応じてご覧ください。

『**確定申告の手引き(損失申告用)**』

『**譲渡所得の申告のしかた**』

『**株式等の譲渡所得等の申告のしかた**』

『**山林所得の申告のしかた**』



「確定申告書等作成コーナー」なら
自宅ですぐでも申告♪かんたん・便利♪

「確定申告書等作成コーナー」なら計算誤りはありません



- ### 記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

		8	0	0	0	0
		7	0	0	0	0

第一表

手順1
7ページ参照

手順2
8~14ページ参照

手順3
15~23ページ参照

[illegible]

確定申告書には、
毎回、マイナンバー（個人番号）を
記入する必要があります。

手順4
24~28ページ参照

手順5
29ページ参照
該当する事
項がある方
のみ記入

手順5
30ページ参照
還付される
税金がある
方のみ記入

給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票に記載された数字は、以下の例にならって転記してください。
複数枚の給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票がある場合には、それぞれの源泉徴収票ごとに第二表の「○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に支払金額及び源泉徴収税額を転記してください。

＜公的年金等の源泉徴収票＞

[illegible]

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票									
住所又は 居所		〇〇市△△町×-××-×							
支払を受ける者	(フリガナ)	コウセイ タロウ		生年月日		昭和30年9月1日			
	氏名	国税 太郎				年齢 基礎			
区 分		支 払 金 額		源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第2号・第4号適用分		円		円		円			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円		円		円			
所得税法第203条の3第3号・第5号適用分		*****0		*****0		*****0			
所得税法第203条の3第7号適用分		② ***** 780,100 円		④ ***** 0 円		***** 0 円			
人		源泉徴収対象者の数		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の額	
特別 障害者	その他 障害者	ひとり暮らし	配偶者	特定	老人	その他	16歳未満の 扶養親族の数	特別 でる人	その他 扶養親族の数
				人	人	人	人	人	人
源泉徴収対象(フリガナ)		区分		(摘要)					
配偶者		氏名							
(フリガナ)		区分							
控除対象 扶養親族		氏名							
(フリガナ)		区分							
氏名		区分							
(フリガナ)		区							

令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住 所
屋 号

フリ 氏

国税商社
コナセキ
国 税 タウロ
太 郎

○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）					
所得の種類	種目	給与等とその他の支払金等の名称 及び法人番号又は所在地名等	収入金額	源泉徴収税額	
配当	株式の配当	○〇電子株式会社 1234567890123	80,000 ^円	12,252 ^円	
給与	給料	○〇電子株式会社 12345678901	1,920,500 ^円	20,600 ^円	
雑	国民年金	〒1400000 東京市千代田区ケルメ	780,100 ^円	0 ^円	
一時	生命保険金	○〇生命 □□市〇〇町×-×	2,500,000 ^円		

(48) 源泉徴収税額の合計額	32,852
-----------------	--------

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (③)			
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	2,500,000 ^円	1,640,000 ^円	860,000 ^円

特例適用	構法Ⅳの18の2 構法Ⅳの18の3
------	-------------------

○ 配偶者や親族に関する事項 (20～23)

[illegible]

○事業専従者に関する事項(37)								
事業専従者の氏名		個人番号						
国税 一郎		X	X	X	X	X	X	X

○ 住民税・事業税に関する事項					
住	非上場株式の	非居住者	配当割額	株式等譲渡	特定配当等・特定

[illegible][illegible]

確定申告書には、毎回、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。（注）

手順6
~34ページ参照

※「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、『所得の内訳書』を利用してください。

このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。

手順1 住所、氏名などを記入する

第一表

税務署長 令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地	〒××××-×××× (個人番号 マイナンバー) ××××××××××××××××	生年月日	3	3	0	0	9	0	1
現在の住所又は居所事業所等	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ	コクセ	イ	タロウ				
	□□市××町×-××	氏名	国税 太郎						
令和5年1月1日の住所	同上	職業	〇〇小売業	屋号・雅号	国税商店	世帯主の氏名	国税太郎	世帯主との続柄	本人
振替継続希望	種類	免除	国出	損失	修正	特農の表示	特農	整理番号	

申告の際は、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

税務署長

申告書の提出日における住所地等の所轄税務署名を記入します。

国税庁ホームページでは、各税務署の所在地及び管轄区域を掲載しています。

令和 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

表題

「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」の、〇〇内に「4」と記入し、空白に「確定」と記入します。

現在の住所

申告書の提出日における住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所地以外の居所・事業所等の所在地を管轄する税務署に申告をする方は、当てはまる文字を○で囲んだ上、居所・事業所等の所在地の郵便番号と、居所・事業所等の所在地(上段)と住所(下段)を記入します。

令和 年1月1日の住所

「令和 年」の空白に「5」と記入し、令和5年1月1日現在の住所を記入します。

令和5年1月1日現在の住所が上欄に記入する住所と異なる場合は、必ず記入します。

個人番号

申告をする方のマイナンバー(個人番号)を記入します。

本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(⇒41ページ)。

生年月日

元号に対応する数字(下表)、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

例：昭和30年9月1日の場合

生年月日	3	3	0	0	9	0	1
------	---	---	---	---	---	---	---

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

氏名・フリガナ

申告をする方の氏名とフリガナを記入します。

フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とします。姓と名の間には一字空けて記入します。

職業

職業を記入します。

個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について記入します。

屋号・雅号

事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。

世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

振替継続希望

振替納税をご利用中の方が転居等により所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、○を記入します。○を記入しなかった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

振替継続希望

※今回の確定申告で納付が発生しない方や税金が還付される方についても、今後振替納税の継続を希望される場合は、○を記入してください。

※既に異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は記載不要です。

種類

該当する全ての項目の欄に○を記入します。

青色申告者	青色
申告書第三表(分離課税用)を使用する方	分離
国外転出時課税制度の適用を受ける方	国出
申告書第四表(損失申告用)を使用する方	損失

※ 国外転出時課税制度とは、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60の2)又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60の3)をいいます。

特農の表示

令和4年分の農業所得の金額がその年分の所得金額の合計額の70%を超え、かつ、その農業所得の金額のうち、その年の9月1日以後に得られる分が70%を超える方(特別農業所得者)は、特農の欄に○を記入します。

電話番号

連絡先電話番号を市外局番から記入し、その連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。

※ 日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

第二表

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

住所	〇〇市△△町×-××-×
屋号	国税商店
フリガナ	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎

- 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
- 住所地以外の居所・事業所等の所轄税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。
- 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、それらに誤り等がある場合には訂正してください。

手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額等を計算する

所得の種類ごとに、所得金額を計算します。

事業所得	➡8ページ	利子所得	➡9ページ	給与所得	➡10ページ	譲渡所得	➡13ページ
不動産所得	➡8ページ	配当所得	➡9ページ	雑所得	➡11ページ	一時所得	➡13ページ

※ 手順2では、総合課税(➡35ページ)の対象となる所得について説明しています。

事業所得(営業等・農業)

第一表 ⑦①①②

所得の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等所得	●卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 ●医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 ●漁業などの事業 など
農業所得	●農産物の生産、果樹などの栽培 ●養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育 ●酪農品の生産 など

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(➡34ページ)。

所得金額の計算

(総収入金額) - (必要経費)

所得金額は以下の様式で計算し、確定申告書と一緒に提出します。

- 青色申告の方…『青色申告決算書』
- その他の方…『収支内訳書』
(白色申告者)

青色申告決算書や収支内訳書
もスマホで作成できます



申告書の書き方

第一表

- ⑦欄 又は ①欄 … 収入金額
- ①欄 又は ②欄 … 所得金額
- ⑤⑦欄 … 専従者給与(控除)額の合計額
- ⑤⑧欄 … 青色申告特別控除額

『青色申告決算書』又は
『収支内訳書』から転記
します。

※ ⑦欄又は①欄の「区分」の□には、令和4年の記帳・帳簿の保存の状況について、次の場合に依りて、それぞれ次の数字を記入します。
なお、4又は5に当てはまる場合、10万円を超える青色申告特別控除の適用は受けられません。

電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たし、電磁的記録による保存に係る届出書(又は電磁的記録に係る承認申請書)を提出し、総勘定元帳、仕訳帳等について電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合	1
会計ソフト等の電子計算機を使用して記帳している場合(1に該当する場合を除きます。)	2
総勘定元帳、仕訳帳等を備え付け、日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)に従って記帳している場合(1又は2に該当する場合を除きます。)	3
日々の取引を正規の簿記の原則(複式簿記)以外の簡易な方法で記帳している場合(2に該当する場合を除きます。)	4
上記のいずれにも該当しない場合(記帳の仕方が分からない場合を含みます。)	5

電子帳簿保存法に関する取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の『電子帳簿保存法一問一答(電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係)』などを参考にしてください。

- ※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。
- ①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方(シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方を含みます。)
 - ②事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円未満の方
- HP参照: タックスアンサー『家内労働者等の必要経費の特例』

第二表

- 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄 … 該当事項を記入します。
- 「事業専従者に関する事項(⑤)」欄
… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、続柄、生年月日、従事月数などを記入します。
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。
- 「特例適用条文等」欄
… 社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、該当条文を記入します。



「確定申告書等作成コーナー」
なら計算誤りがありません

不動産所得

第一表 ②③

所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(➡34ページ)。

所得金額の計算

(総収入金額) - (必要経費)

所得金額は以下の様式で計算し、確定申告書と一緒に提出します。

- 青色申告の方…『青色申告決算書』
- その他の方…『収支内訳書』
(白色申告者)

申告書の書き方

第一表

- ②欄 … 収入金額、③欄 … 所得金額
- ⑤⑦欄 … 専従者給与(控除)額の合計額
- ⑤⑧欄 … 青色申告特別控除額

『青色申告決算書』又は
『収支内訳書』から転記
します。

※ ②欄の「区分1」の□には、国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例(措法41)の4の3)の適用がある場合は、「1」を記入します。



青色申告決算書や収支内訳書
もスマホで作成できます

※ ②欄の「区分2」の□は、「事業所得(営業等・農業)」の「申告書の書き方」(➡8ページ)にある⑦欄・⑧欄の「区分」の記入の仕方を参照し、記入します。

※ 不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合の書き方は、『青色申告決算書(不動産所得用)の書き方』、『収支内訳書(不動産所得用)の書き方』を参照してください。

第二表

「事業専従者に関する事項(⑦)」欄

… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、続柄、生年月日、従事月数などを記入します。

※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

総合課税の利子所得

第一表 ④

所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

- ※ 預貯金、特定公社債(➡36ページ)以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税(➡35ページ)ですから申告することはできません。
- ※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません(➡35ページ)。

所得金額の計算

(収入金額) = (所得金額)

申告書の書き方

第一表

④欄

… 所得金額を記入します。

※ (収入金額) = (所得金額) となるため収入金額は記載不要です。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の各欄に該当事項を記入します。

総合課税の配当所得

第一表 ⑤

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配などの所得

- ※ 一定の配当等については、確定申告不要制度を選択できます(➡35ページ)。
- ※ 上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます(➡35ページ)。この場合、申告書第一表、第二表と第三表(分離課税用)等を使用します。

HP参照:『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

申告書の書き方

第一表

- ①欄 … 計算欄Aの金額を転記します。
- ⑤欄 … 計算欄Cの金額を転記します。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄及び「住民税・事業税に関する事項」欄の各欄に該当事項を記入します。

所得金額の計算欄

配当等の収入金額(税込)	(合計)	円	A
負債の利子		円	B
配当所得の金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

設 例

上場株式等に係る剰余金の配当

配当等の収入金額(税込) A: 80,000円 ➡ ①欄へ
負債の利子 B: 0円

A 80,000円 - B 0円 = C 80,000円

配当所得の金額は、80,000円です。➡ ⑤欄へ

第一表

入 配 当 ④ 8 0 0 0 0

得 配 当 ⑤ 8 0 0 0 0

第二表

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
配 当	株式の配当	〇〇電子株式会社 1234567890123	80,000円	12,252円

※ 支払者の本店等の所在地を支払者の法人番号(13桁)の記入に代えることができます。

○ 住民税・事業税に関する事項(➡31・32ページ)

非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額
円	円	4,000円

給与所得

第一表 ④⑥

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

所得金額の計算欄

Step ①～④の順で計算します。

Step ① 給与等の収入金額

給与等の収入金額(税込)	(合計)		A
		円	

Step ② 給与所得控除後の給与等の金額

Aの金額	給与所得控除後の給与等の金額	
～550,999円		0円
551,000円～1,618,999円	$A - 550,000$ 円	
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	$A \div 4$ (千円未満の端数切捨て) _____,000円	$B \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円～3,599,999円	$A \div 4$ (千円未満の端数切捨て) _____,000円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円～6,599,999円	$A \div 4$ (千円未満の端数切捨て) _____,000円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000円～	$A - 1,950,000$ 円	

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

Step ③ 所得金額調整控除の計算

次の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算します。

(1)あなたの給与等の収入金額(税込)が850万円を超え、
①あなた、同一生計配偶者(⇒39ページ)若しくは扶養親族(⇒39ページ)のいずれかが特別障害者(⇒39ページ)である場合、又は②23歳未満の扶養親族がいる場合

給与等の収入金額(税込)(最高1,000万円) (Aの金額)		D
	円	
$B - 850$ 万円		E
	円	
所得金額調整控除額 ($E \times 0.1$)		F
	円	

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

Step ④ 給与所得の金額

給与所得の金額 ($C - (F + I)$)		J
	円	

※ 所得金額調整控除の金額がない場合は、Cの金額をDに記入します。

申告書の書き方

第一表

● ④欄 … 計算欄Aの金額を転記します。

● ⑥欄 … 計算欄Jの金額を転記します。

※ ④欄の「区分」の□には、Step ③「所得金額調整控除の計算」の(1)に該当する場合は「1」を、(2)に該当する場合は「2」を、(1)及び(2)の両方に該当する場合は「3」を記入します。

※ ⑥欄の「区分」の□は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合にのみ、「給与所得者の特定支出に関する明細書」の区分番号を記入します。給与所得者が各年において特定支出(①通勤費、②職務上の旅費、③転居費(転任に伴うもの)、④研修費、⑤資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑥帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)及び⑦勤務必要経費をいいます。)をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

HP参照：タックスアンサー

『給与所得者の特定支出控除』

第二表

『所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)』欄の各欄に該当事項を記入します。

(2)あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円) (Cの金額)		G
	円	
公的年金等の雑所得の金額(最高10万円) (⇒11・12ページのCの金額)		H
	円	
所得金額調整控除額 ($(G + H) - 10$ 万円)		I
	円	

「確定申告書等作成コーナー」
なら計算が不要です

設 例

給与等の収入金額 ㉒：1,920,500円 → ㉑欄へ

※ 給与等を2か所以上から受けている場合には、給与等の収入金額の合計額を㉒に記入し、給与所得の金額を計算します。

① ㉒ 1,920,500円 ÷ 4 = 480,125円 → ㉓ 480,000円(千円未満の端数切捨て)

② ㉓ 480,000円 × 2.8 - 80,000円 = ㉔ 1,264,000円

③ 所得金額調整控除(⇒10ページ)の適用がないため、㉔は㉔ 1,264,000円となり、㉔ 1,264,000円を㉕欄に記入します。

第一表

給	与	区	分	㉑	1	9	2	0	5	0	0
給	与	区	分	㉕	1	2	6	4	0	0	0

第二表

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)				
所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
給与	給料	〇〇電子株式会社 1234567890123	1,920,500 円	20,600 円

※ 支払者の本店等の所在地を支払者の法人番号(13桁)に代えることができます。

雑所得

第一表 カキク7～10

所得の概要

他の所得に当てはまらない(1)から(3)の所得

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む。)
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

(1) 公的年金等の雑所得

国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出年金、一定の外国年金などの所得

所得金額の計算欄

Step 1～3 の順で計算します。

Step 1 公的年金等の収入金額

公的年金等の収入金額 (税込)	(合計)	円	㉒
--------------------	------	---	---

Step 2 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

申告書第一表の ①～⑤欄 + ⑪欄の金額	円
給与所得(10ページ)の㉓ - ㉔の金額 (㉔の金額がないときは10ページの㉓の金額)	円
12ページの㉔ + 12ページの㉕ の金額 (赤字のときは0円)	円
上記の合計額(※)	(合計) 円



「確定申告書等
作成コーナー」なら
計算が不要で
計算誤りがありません

この金額を第一表の
㉕欄に記入します。

※ あなたに山林所得がある場合は申告書第三表の㉔欄の金額、退職所得がある場合は、申告書第三表の㉕欄の金額を加えて㉓を記入してください。申告分離課税(⇒35ページ)の所得がある場合は、それらの所得金額(繰越控除の適用前の金額、長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)も加算します。

※ ㉒の金額がある方で、各種の所得の損失額(赤字)を他の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合、国税庁ホームページ掲載の『公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書』を使用して計算してください。

Step 3 公的年金等の雑所得の計算

▶ 昭和33年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方) ※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額㉔			C
		～ 10,000,000円	10,000,001円～ 20,000,000円	20,000,001円～	
公的年金等の収入金額 ㉒	～ 1,299,999円	㉒ (赤字のときは0円) - 600,000円 円	㉒ (赤字のときは0円) - 500,000円 円	㉒ (赤字のときは0円) - 400,000円 円	
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	㉒ × 0.75 - 275,000円 円	㉒ × 0.75 - 175,000円 円	㉒ × 0.75 - 75,000円 円	
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	㉒ × 0.85 - 685,000円 円	㉒ × 0.85 - 585,000円 円	㉒ × 0.85 - 485,000円 円	
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	㉒ × 0.95 - 1,455,000円 円	㉒ × 0.95 - 1,355,000円 円	㉒ × 0.95 - 1,255,000円 円	
	10,000,000円～	㉒ - 1,955,000円 円	㉒ - 1,855,000円 円	㉒ - 1,755,000円 円	

● 給与所得がある方は、㉔の金額を給与所得(⇒10ページ)の㉓に記入します。

▶昭和33年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方) ※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 ㉔		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
公的年金等の収入金額 ㉑	～3,299,999円	㉑ (赤字のときは0円) -1,100,000円 円	㉑ (赤字のときは0円) -1,000,000円 円	㉑ (赤字のときは0円) -900,000円 円
	3,300,000円 ～4,099,999円	㉑ × 0.75 -275,000円 円	㉑ × 0.75 -175,000円 円	㉑ × 0.75 -75,000円 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	㉑ × 0.85 -685,000円 円	㉑ × 0.85 -585,000円 円	㉑ × 0.85 -485,000円 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	㉑ × 0.95 -1,455,000円 円	㉑ × 0.95 -1,355,000円 円	㉑ × 0.95 -1,255,000円 円
	10,000,000円～	㉑ -1,955,000円 円	㉑ -1,855,000円 円	㉑ -1,755,000円 円

C

●給与所得がある方は、㉔の金額を給与所得(➡10ページ)の㉔に記入します。

(2)業務に係る雑所得

原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得

所得金額の計算欄

業務に係る雑所得の収入金額 (税込)	(合計)	円	D
必要経費		円	E
差引金額 (D - E)		円	F

※ 家内労働者等に該当する方は、事業所得(営業等・農業)(➡8ページ)を参照してください。

⚠ 令和4年分以後の所得税において、**前々年の業務に係る雑所得の収入金額**(令和4年分の確定申告の場合、令和2年分の業務に係る雑所得の収入金額)が

- ① **300万円を超える場合**、現金預金取引等関係書類(作成・受領した請求書、領収書その他書類)を5年間保存する必要があります。
- ② **1,000万円を超える場合**、①に加えて、その年分の確定申告書に**収支内訳書(一般用)**を添付する必要があります。

(3)その他の雑所得

生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引などの(1)及び(2)以外のものによる所得

所得金額の計算欄

その他の雑所得の収入金額 (税込)	(合計)	円	G
必要経費		円	H
差引金額 (G - H)		円	I

雑所得の金額

「(1)公的年金等の雑所得 ㉑」と「(2)業務に係る雑所得 ㉒」と「(3)その他の雑所得 ㉓」を合計します。

雑所得の金額 (㉑ + ㉒ + ㉓)	(合計) (赤字のときは0円)	円	J
--------------------	-----------------	---	---

申告書の書き方

第一表

- ㉑欄 … 計算欄 ㉑ の金額を転記します。
- ㉒欄 … 計算欄 ㉒ の金額を転記します。
- ㉓欄 … 計算欄 ㉓ の金額を転記します。
- ㉔欄 … 計算欄 ㉔ の金額を転記します。
- ㉕欄 … 計算欄 ㉕ の金額を転記します。
- ㉖欄 … 計算欄 ㉖ の金額を転記します。
- ㉗欄 … 計算欄 ㉗ の金額を転記します。

※ 業務に係る雑所得の金額の計算上、現金主義の特例を適用する場合は、㉑欄の「区分」の□に「1」を記入します。

HP参照：タックスアンサー「雑所得」

※ ㉑欄の「区分」の□には、個人年金保険に係る収入がある場合は「1」を、暗号資産取引に係る収入がある場合は「2」を、個人年金保険に係る収入及び暗号資産取引に係る収入の両方がある場合は「3」を記入します。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の各欄に該当事項を記入します。

なお、「種目」欄には、例えば次のように記入します。

(例)国民年金、個人年金、原稿料、講演料、印税、放送出演料、暗号資産 など

設 例 ①

公的年金等の雑所得の収入金額 **A** : 0円
 業務に係る雑所得の収入金額 **B** : 150,000円 → **⑤欄** へ
 その他の雑所得の収入金額 **C** : 0円

- ① 収入金額 150,000円 - 必要経費 20,000円 = **⑥** 130,000円(業務に係る雑所得の金額) → **⑧欄** へ
- ② 6,726,400円(申告書第一表①～⑤欄の計) + 1,264,000円(給与所得) + **⑥** 130,000円(業務に係る雑所得の金額) + **⑦** 0円(その他の雑所得の金額) + 50,000円(申告書第一表①欄) = **⑧** 8,170,400円(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額)
 ※ 本設例では公的年金等の収入金額はありませんが参考として計算しています。
- ③ **⑩** 0円(公的年金等の雑所得の金額) + **⑥** 130,000円(業務に係る雑所得の金額) + **⑦** 0円(その他の雑所得の金額) = **⑩** 130,000円(雑所得の金額) → **⑩欄** へ

設 例 ②

公的年金等の雑所得の収入金額 **A** : 580,100円 → **⑤欄** へ
 業務に係る雑所得の収入金額 **B** : 0円
 その他の雑所得の収入金額 **C** : 150,000円(暗号資産取引) → **⑥欄** へ

- ① 収入金額 580,100円 - 600,000円(※) = **⑩** 0円(公的年金等の雑所得) → **⑦欄** へ
 ※ 本設例は、昭和33年1月2日以降に生まれた方(65歳未満の方)で公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(→11ページ)が1,000万円以下であることを前提としています。それ以外の場合には、公的年金等の収入金額から差し引く金額が本設例の場合とは異なりますので、ご注意ください。
- ② 収入金額 150,000円 - 必要経費 20,000円 = **⑥** 130,000円(その他の雑所得の金額) → **⑨欄** へ
 暗号資産取引に係る収入金額があるため、**⑥欄**の「区分」の□に「2」を記入します。
- ③ **⑩** 0円(公的年金等の雑所得の金額) + **⑥** 0円(業務に係る雑所得の金額) + **⑥** 130,000円(その他の雑所得の金額) = **⑩** 130,000円(雑所得の金額) → **⑩欄** へ

第一表

金 額	公的年金等	⑦							
	業 務	⑧						1	5
	そ の 他	⑨						0	0

立 額 等	公的年金等	⑦							
	業 務	⑧						1	3
	そ の 他	⑨						0	0
	⑦から⑨までの計	⑩						1	3

第二表

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
雑	原稿料	〇〇出版株式会社 3210987654321	150,000円	15,315円

※ 支払者の本店等の所在地を支払者の法人番号(13桁)の記入に代えることができます。

第一表

金 額	公的年金等	⑦						5	8
	業 務	⑧						0	0
	そ の 他	⑨						1	5

立 額 等	公的年金等	⑦							0
	業 務	⑧							
	そ の 他	⑨						1	3
	⑦から⑨までの計	⑩						1	3

第二表

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
雑	国民年金	厚生労働省 千代田区霞が関××	580,100円	0円
雑	暗号資産	〇〇株式会社 5678901234567	150,000円	0円

※ 支払者の本店等の所在地を支払者の法人番号(13桁)の記入に代えることができます。

総合課税の譲渡所得・一時所得

第一表 **④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪**

総合課税の譲渡所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短 期 保有期間が5年以内の資産の譲渡

長 期 保有期間が5年を超える資産の譲渡

- ※ 『譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)〔総合譲渡用〕』を作成提出してください。
 ※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生ずる所得は申告分離課税(→35ページ)となります。
 この場合、申告書第一表、第二表と第三表(分離課税用)等を使用します。

HP 参照 : 『譲渡所得の申告のしかた』
 『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

一時所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金



「確定申告書等作成コーナー」なら自宅でいつでも申告♪かんたん・便利♪

所得金額の計算欄

譲渡所得	短期譲渡所得の金額 (譲渡所得の内訳書) 【総合譲渡用】から転記	円	A	この金額を第一表の ㉔欄に記入します。
	長期譲渡所得の金額 (譲渡所得の内訳書) 【総合譲渡用】から転記	円	B	この金額を第一表の ㉕欄に記入します。
一時所得	一時所得の収入金額 (税込) (合計)	円	C	
	収入を得るために 支出した金額	円	D	
	差引金額 (C - D) (赤字のときは0円)	円	E	
	特別控除額 (Eの金額と50万円の いずれか少ない方の金額)	円	F	
	一時所得の金額 (E - F)	円	G	この金額を第一表の ㉖欄に記入します。
	(G + G) × 0.5	円	H	※ 1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てます。
	「総合譲渡・一時」欄の金額 (A + H)	円	I	この金額を第一表の ㉗欄に記入します。

※ 総合課税の譲渡所得や一時所得がある場合で、事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この計算欄を使用せず、『損益の通算の計算書』を使用して計算してください。

申告書の書き方

第一表

- ㉔欄 … 計算欄Aの金額を転記します。
- ㉕欄 … 計算欄Bの金額を転記します。
- ㉖欄 … 計算欄Gの金額を転記します。
- ㉗欄 … 計算欄Iの金額を転記します。

第二表

「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(㉗)」欄の各欄に該当事項を記入します。

なお、「所得の種類」欄には、短期譲渡所得は「譲渡(短期)」と、長期譲渡所得は「譲渡(長期)」と、一時所得は「一時」と記入してください。

※ 一時所得がある場合は、上記の欄のほか、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の各欄にも該当事項を記入します。

設 例

一時所得のみで譲渡所得がない場合

一時所得の収入金額 C: 2,500,000円

収入を得るために支出した金額 D:

1,640,000円

① C 2,500,000円 - D 1,640,000円 = E 860,000円

② E 860,000円 > 500,000円 → F 500,000円

③ E 860,000円 - F 500,000円 = G 360,000円

一時所得の金額は、360,000円です。 → ㉖欄へ

④ G 360,000円 × 0.5 = H 180,000円(㉗) → ㉗欄へ

第一表

一時	㉖	360000
総合譲渡・一時	㉗	180000

第二表

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)			
所得の種類	種 目	収入金額	源泉徴収税額
一時	生命保険金	2,500,000	0

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(㉗)			
所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	2,500,000	1,640,000	860,000

所得金額の合計

第一表 ㉗

㉗欄 … ①欄から⑥欄までの計 + ㉗欄 + ㉘欄の金額を記入します。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。損益通算をする場合には、次の点にご注意ください。

① 総合課税の譲渡所得や一時所得がない場合で、第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字があるときには、そのまま各種所得の金額を合計して計算します。

② ①以外のときは、『損益の通算の計算書』を使用して計算してください。

③ ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

※ 第一表㉗欄「本年分で差し引く繰越損失額」(⇒29ページ)に記載がある場合、①欄から⑥欄までの計 + ㉗欄 + ㉘欄の金額から、㉗欄の金額を差し引いた金額を ㉗欄 に記入します。

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

社会保険料控除	→ 15 ページ	障害者控除	→ 18 ページ	セルフメディケーション税制	→ 22 ページ
小規模企業共済等掛金控除	→ 15 ページ	配偶者(特別)控除	→ 19 ページ	寄附金控除	→ 23 ページ
生命保険料控除	→ 16 ページ	扶養控除	→ 20 ページ		
地震保険料控除	→ 17 ページ	基礎控除	→ 21 ページ		
寡婦・ひとり親控除	→ 18 ページ	雑損控除	→ 21 ページ		
勤労学生控除	→ 18 ページ	医療費控除	→ 22 ページ		

年末調整を受けた給与を有する方は、次のとおり一部の欄の記入を省略できます。

区 分	第一表⑬～⑳欄	第一表㉔欄	第二表の各所得控除の該当欄
第一表の⑬欄から㉔欄までのすべての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合	記入を省略できます	源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を転記します	記入を省略できます
第一表の⑬欄から㉔欄までのいずれかの金額が、年末調整を受けた金額と異なる場合	この手引きに従って記入します	⑬欄から㉔欄までの合計額を記入します	この手引きに従って記入します
上記以外の所得控除	源泉徴収票に記載されている控除額を転記します		「源泉徴収分」と記入します

社会保険料控除

第一表 ⑬ 第二表 ⑬

控除の概要

あなたや生計を一にする(→39ページ)配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料等がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

⚠ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から天引き(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

申告書の書き方

第一表

⑬欄 … 支払保険料等の合計額を記入します。

※ 源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで小規模企業共済等掛金の額が記載されている場合は、内書きの金額を除いた金額が支払保険料等の金額です。内書きの金額は、小規模企業共済等掛金控除の支払掛金の額です。

第二表

「⑬社会保険料控除」欄

…「保険料等の種類」欄には、社会保険の種類を、「支払保険料等の計」欄には、種類ごとの支払保険料等の金額を、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない金額を記入します。

※ 源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「保険料等の種類」欄に「源泉徴収分」と記入します。

小規模企業共済等掛金控除

第一表 ⑭ 第二表 ⑭

控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

申告書の書き方

第一表

⑭欄 … 支払掛金の合計額を記入します。

※ 年末調整でこの控除の適用を受けている場合には、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで記載されます。

第二表

「⑭小規模企業共済等掛金控除」欄

…「保険料等の種類」欄には、掛金の種類を、「支払保険料等の計」欄には、種類ごとの支払掛金の金額を、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得の源泉徴収票に記載されていない金額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「保険料等の種類」欄に「源泉徴収分」と記入します。

控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

15欄 … 計算欄Nの金額を転記します。

第二表

「15生命保険料控除」欄

… それぞれの区分に応じ、計算欄A、B、E、F、Gの金額を「支払保険料等の計」欄に記入し、「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得の源泉徴収票に記載されていない金額をそれぞれ記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「支払保険料等の計」欄に「源泉徴収分」と記入します。

控除される金額の計算欄

● 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
支払った保険料 (合計)	円 A	(合計)	円 B
A/Bの金額	控除額		控除額
～25,000円	Aの金額 円 C	Bの金額	円 D
25,001円～50,000円	$A \times 0.5 + 12,500$ 円	$B \times 0.5 + 12,500$ 円	
50,001円～	$A \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円)	$B \times 0.25 + 25,000$ 円 (最高5万円)	

「確定申告書等作成コーナー」なら計算が不要で計算誤りがありません



● 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払った保険料 (合計)	円 E	(合計)	円 F	(合計)	円 G
E/F/Gの金額	控除額		控除額		控除額
～20,000円	Eの金額 円 H	Fの金額	円 I	Gの金額	円 J
20,001円～40,000円	$E \times 0.5 + 10,000$ 円	$F \times 0.5 + 10,000$ 円		$G \times 0.5 + 10,000$ 円	
40,001円～	$E \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円)	$F \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円)		$G \times 0.25 + 20,000$ 円 (最高4万円)	
合計	$H + I$ (最高4万円) (Hのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)(※1) 円 K	$I + J$ (最高4万円) (Iのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)(※1) 円 L		J (最高4万円) 円 M	

▶ 生命保険料控除額

生命保険料控除額 (K + L + M)	(最高12万円) 円 N
----------------------	--------------

※1 新生命保険料及び旧生命保険料の両方を支払っている場合で、旧生命保険料のみについて計算した控除額が、新旧両方の生命保険料について計算した控除額よりも有利になっている場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。新生命保険料及び旧生命保険料(又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料)の両方を支払っている場合の控除額は、それぞれの保険料の金額の別に、以下のとおりとなります。

- ・旧生命保険料(旧個人年金保険料)が6万円を超える場合：旧生命保険料(旧個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額(最高5万円)
- ・旧生命保険料(旧個人年金保険料)が6万円以下の場合：新生命保険料(新個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額と、旧生命保険料(旧個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額の合計額(最高4万円)

なお、この場合であっても、K + L + Mの金額の合計額は12万円が限度となります。

※2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

設 例 ①

支払った新生命保険料 E：204,000円

① $E \ 204,000 \text{円} \times 0.25 + 20,000 \text{円} = 71,000 \text{円}$

② 71,000円 > 40,000円 → H 40,000円 (K、N)

生命保険料控除額は、40,000円になります。→ 15欄へ

第一表

得 生命保険料控除 15 40000

第二表

15 生命保険料控除	新生命保険料	204,000円	204,000円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		

設 例 ②

支払った旧生命保険料 ㉠：24,000円
 支払った旧個人年金保険料 ㉡：102,000円
 支払った新生命保険料 ㉢：37,000円
 支払った新個人年金保険料 ㉣：なし
 支払った介護医療保険料 ㉤：82,000円
 (内年末調整分50,000円)

第一表

得 生命保険料控除 ⑮

第二表

⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料	37,000円	37,000円
	旧 生 命 保 険 料	24,000	24,000
	新 個 人 年 金 保 険 料		
	旧 個 人 年 金 保 険 料	102,000	102,000
	介 護 医 療 保 険 料	82,000	32,000

① ㉠ 24,000円 < 25,000円 → ㉢ 24,000円

② ㉡ 102,000円 × 0.25 + 25,000円
 = 50,500円 > 50,000円 → ㉣ 50,000円

③ ㉢ 37,000円 × 0.5 + 10,000円 = ㉤ 28,500円

④ ㉤ 82,000円 × 0.25 + 20,000円
 = 40,500円 > 40,000円 → ㉥ 40,000円 (㉦)

⑤ ㉥ 24,000円 + ㉤ 28,500円
 = 52,500円 > 40,000円 → ㉧ 40,000円

⑥ ㉦ 50,000円、㉧ なし → ㉨ 50,000円

⑦ ㉧ 40,000円 + ㉨ 50,000円 + ㉦ 40,000円
 = 130,000円 > 120,000円 → ㉩ 120,000円

生命保険料控除額は、120,000円になります。➡ ⑮欄へ

地震保険料控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑰

控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について、あなたが支払った保険料（旧長期損害保険料）がある場合を含みます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

⑯欄 … 計算欄㉢の金額を転記します。

第二表

●計算欄㉢に計算欄㉡の金額を記入したとき

「地震保険料」欄

… 計算欄㉡の金額を「支払保険料等の計」欄に記入します。

「旧長期損害保険料」欄

… 計算欄㉡の金額を「支払保険料等の計」欄に記入します。

●計算欄㉢に計算欄㉣の金額を記入したとき

「地震保険料」欄

… 計算欄㉣の金額を「支払保険料等の計」欄に記入します。

「旧長期損害保険料」欄

… 計算欄㉣の金額を「支払保険料等の計」欄に記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「支払保険料等の計」欄に「源泉徴収分」と記入します。

「うち年末調整等以外」欄には、「支払保険料等の計」欄に記入した金額のうち、給与所得の源泉徴収票に記載されていない金額を記入します。

設 例

支払った地震保険料 ㉠：25,000円

㉠ 25,000円 (㉡) < 50,000円
 → ㉢ (㉣) 25,000円 (㉤)

地震保険料控除額は、25,000円になります。

➡ ⑯欄へ

第一表

か 地震保険料控除 ⑯

第二表

⑰ 地震保険料控除	地 震 保 険 料	25,000円	25,000円
	旧 長 期 損 害 保 険 料		

控除される金額の計算欄（保険契約の別に記入します。）

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額			
保 険 契 約 の 区 分	地震保険料のみの場合	(合計)	円	㉠	
	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	地震保険料	円	㉡	
		旧長期損害保険料	円	㉢	
	旧長期損害保険料のみの場合	(合計)	円	㉣	
	㉠+㉡		円	㉤	
㉢+㉣			円	㉥	
㉤の金額	～ 10,000円	㉤の金額	円	㉦	G
	10,001円～	㉤×0.5+5,000円(最高15,000円)	円		
㉤+㉥			円	㉧	
㉦+㉧			円	㉨	
㉧+㉨			円	㉩	

▶ 地震保険料控除額

地震保険料控除額 (㉤と㉥のいずれか多い方の金額) 円 ㉪

※ 地震保険料及び旧長期損害保険料の両方の支払が証明された保険契約が2以上ある場合は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」での申告書の作成が便利です。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

寡婦・ひとり親控除

第一表 17～18 第二表 17～20

控除の概要

あなたが寡婦又はひとり親である場合の控除

申告書の書き方

第一表

17～18欄 … 控除額を記入します。
ひとり親控除の適用を受ける場合は「区分」の□に「1」を記入します。

第二表

「本人に関する事項(17～20)」欄

… 該当する箇所○に○を記入します。また、寡婦控除の適用を受ける場合は、あなたに当てはまる事由の□にチェック(✓)します。

控除される金額

	ひとり親	寡婦
区分 (要件等)	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額(➡39ページ)が500万円以下であること ② 総所得金額等(➡39ページ)が48万円以下の生計を一にする(➡39ページ)子(※1)がいること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2)がいないこと	左記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(※3)を有する方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(※2)がいないこと
控除額	35万円	27万円

※1 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者(➡39ページ)や扶養親族(➡39ページ)とされている方は除きます。

※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻(未届)」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

※3 合計所得金額48万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

勤労学生控除

第一表 19～20 第二表 17～20

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 合計所得金額(➡39ページ)が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

控除される金額

27万円

申告書の書き方

第一表

19～20欄 … 控除額を記入します。

※ 障害者控除額もある方は、合計額を記入します。

第二表

「本人に関する事項(17～20)」欄

… 「勤労学生」欄に○を記入します。また、あなたが専修学校や各種学校の生徒である場合や職業訓練法人の認定職業訓練を受けている場合で、年末調整においてこの控除の適用を受けていない場合は、「□年調以外かつ専修学校等」をチェック(✓)します。

障害者控除

第一表 19～20 第二表 17～20、20～23

控除の概要

あなたや同一生計配偶者(➡39ページ)、扶養親族(➡39ページ)が、障害者(➡39ページ)や特別障害者(➡39ページ)である場合の控除

⚠ 介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とはなりません。
・ 障害者控除は、配偶者控除(➡19ページ)の適用がない同一生計配偶者や、扶養控除(➡20ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。
・ 障害者控除の対象となる同一生計配偶者や扶養親族が国外居住親族(➡39ページ)である場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。)(➡42ページ)の提示又は添付が必要となります。

控除される金額

区 分	控除額	
	あなたが障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
障害者		27万円
特別障害者		40万円
同居特別障害者(➡39ページ)		75万円

申告書の書き方

第一表

19～20欄 … 控除額を記入します。

※ 勤労学生控除額もある方は、合計額を記入します。

○ 国外居住親族の同一生計配偶者がいる場合
「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外に配偶者(特別)控除欄の「区分2」の□に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。
○ 国外居住親族の扶養親族がいる場合
「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外に扶養控除欄の「区分」の□に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。国外居住親族の扶養親族が複数いる場合は、その全員の「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出・提示している場合にのみ、扶養控除欄の「区分」の□に「2」を記入します。

第二表

「本人に関する事項(17～20)」欄

… あなたが障害者又は特別障害者である場合は、「障害者」又は「特別障害者」欄に○を記入します。

「配偶者や親族に関する事項(20～23)」欄

… 同一生計配偶者や扶養親族が障害者又は特別障害者である場合は、「配偶者や親族に関する事項(20～23)」欄の障又は特障に○を記入します。

控除の概要

あなたに生計を一にする(➡39ページ)配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額(➡39ページ)に応じて受けられる控除

控除される金額

		あなた(居住者)の合計所得金額				控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者の合計所得金額	48万円以下	38万円	26万円	13万円	0円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者(➡39ページ) ※昭和28年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)	48万円	32万円	16万円		
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円		配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超	0円	0円	0円		

※ パート収入(給与所得)のみの場合における所得金額の計算(➡10ページ)

※ 公的年金(雑所得)のみの場合における所得金額の計算(➡11・12ページ)

※ パート収入(給与所得)や公的年金(雑所得)以外の所得がある方は、他の所得も含めて合計所得金額を算出する必要があります。



- あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
- 夫婦が互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。

申告書の書き方

●「配偶者控除」の場合

第一表

⑳～㉑欄 … 控除額を記入します。「区分1」の□は記入しません。

●「配偶者特別控除」の場合

第一表

● ㉒～㉑欄 … 「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を記入します。

● ㉓欄 … 配偶者の合計所得金額を記入します。

○国外居住親族(➡39ページ)の配偶者がいる場合

「親族関係書類」及び「送金関係書類」(➡42ページ)の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外に配偶者(特別)控除欄の「区分2」の□に「1」を、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。

第二表

「配偶者や親族に関する事項(㉒～㉓)」欄

… 最上段の行に、配偶者の氏名・マイナンバー(個人番号)・生年月日を記入します。

配偶者が、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。

障害者	障	配偶者が障害者(➡39ページ)である場合
	特障	配偶者が特別障害者(➡39ページ)である場合
国外居住	国外	配偶者が国外居住親族である場合(※1、2)
	年調	配偶者が国外居住親族である場合で、年末調整において配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受けている場合
住民税	同一	配偶者が同一生計配偶者(➡39ページ)で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合(※3)
	別居	配偶者と別居している場合又は配偶者が国外居住親族である場合(※4)
その他	調整	所得金額調整控除(➡10ページ)の(1)の㊦の金額がある場合で、かつ、配偶者が他の納税者の扶養親族とされており、あなたの「配偶者(特別)控除」の対象とならない同一生計配偶者であって、特別障害者である場合(※5) (例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の扶養控除の控除対象扶養親族(➡39ページ)となっている場合などが該当します。)

- ※1『親族関係書類』及び『送金関係書類』（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を添付又は提示する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- ※2 同一生計配偶者が国外居住親族であり、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときは、その同一生計配偶者に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を令和5年3月15日（水）までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。ただし、住民税の申告書を提出する際に添付等したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。
- ※3 所得税等の所得控除に該当しませんので、第一表の②～②欄（配偶者（特別）控除）に金額は記入しません。なお、年末調整を受けた給与を有する方であっても「配偶者や親族に関する事項（②～③）」欄の記入は省略せず、同一生計配偶者の氏名・マイナンバー（個人番号）・生年月日を記入します。
- ※4 「住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」欄に同一生計配偶者の氏名・住所を記入します。
- ※5 マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

扶養控除

第一表 ②③ 第二表 ②③～②③

控除の概要

あなたに控除対象扶養親族（⇒39ページ）がいる場合の控除

- 扶養親族（⇒39ページ）のうち、平成19年1月2日以後に生まれた方（16歳未満の扶養親族）については、扶養控除の適用はありません。
- 他の納税者の同一生計配偶者（⇒39ページ）又は扶養親族として配偶者（特別）控除、扶養控除又は障害者控除の対象とされている方については、扶養控除の適用はありません。

控除される金額

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族（⇒39ページ）		63万円
老人扶養親族 ※昭和28年1月1日以前に 生まれた方（70歳以上の方） （⇒39ページ）	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

申告書の書き方

第一表

②③欄 … 控除額の合計額を記入します。

○ 国外居住親族（⇒39ページ）の扶養親族がいる場合
『親族関係書類』及び『送金関係書類』（⇒42ページ）の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合以外には扶養控除欄の「区分」の□に「1」を、『親族関係書類』及び『送金関係書類』の両方を給与等の支払者に提出・提示している場合は「2」を記入します。国外居住親族の扶養親族が複数いる場合は、その全員の『親族関係書類』及び『送金関係書類』を提出・提示している場合にのみ、扶養控除欄の「区分」の□に「2」を記入します。

第二表

「配偶者や親族に関する事項（②③～②③）」欄

… 2行目以降に、扶養親族の氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日を記入します。

扶養親族が、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。

障害者	障	扶養親族が障害者（⇒39ページ）である場合
	特障	扶養親族が特別障害者（⇒39ページ）である場合
国外居住	国外	扶養親族が国外居住親族である場合（※1、2）
	年調	扶養親族が国外居住親族である場合で、年末調整において扶養控除又は障害者控除の適用を受けている場合
住民税	16	扶養親族が16歳未満である場合（※3）
	別居	扶養親族と別居している場合又は扶養親族が国外居住親族である場合（※4）
その他	調整	所得金額調整控除（⇒10ページ）の①の⑤の金額がある場合で、かつ、扶養親族が他の納税者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、あなたの「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない扶養親族であって、特別障害者又は23歳未満である場合（※5） （例えば、あなたと配偶者の給与等の収入金額がそれぞれ850万円を超え、特別障害者又は23歳未満の扶養親族の子がいる場合で、かつ、その子が配偶者の扶養控除の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。）

- ※1『親族関係書類』及び『送金関係書類』（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を添付又は提示する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収又は給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- ※2 16歳未満の扶養親族が国外居住親族であり、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときは、その16歳未満の扶養親族に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』（これらの書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。）を令和5年3月15日（水）までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。ただし、住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する際に添付等したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。
- ※3 所得税等の所得控除に該当しませんので、第一表の②③欄（扶養控除）に金額は記入しません。16歳未満の扶養親族については、年末調整を受けた給与を有する方であっても「配偶者や親族に関する事項（②③～②③）」欄の記入は省略せず、氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄・生年月日を記入します。
- ※4 「住民税・事業税に関する事項」の「上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所」欄にそれぞれの氏名・住所を記入します。
- ※5 マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

基礎控除

第一表 ②4

控除の概要

あなたの合計所得金額（➡39ページ）が2,500万円以下の場合に適用される控除

控除される金額

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

⑬から⑳までの計

第一表 ②5

②5欄 … ⑬欄から⑳欄までを合計し、記入します。

雑損控除

第一表 ②6 第二表 ②6

控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、総所得金額等（➡39ページ）が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする（➡39ページ）方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出（※1））をした場合

生活に通常必要でない資産（書画、骨とう、貴金属、別荘など）の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、令和4年分や令和5年分の総合課税の譲渡所得（➡13ページ）から差し引くことができます。

所得金額の合計額（※2）が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免（➡26ページ）との、いずれか有利な方（※3）を選ぶことができます。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には3年以内）に支出したものが対象となります。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。
- ※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

控除される金額の計算欄

損害金額 （災害関連支出の金額を含む）	（合計）	円	A
保険金などで 補てんされる金額		円	B
差引損失額 （A）－（B）	（マイナスのときは0円）	円	C
第一表⑫欄＋退職所得金額 ＋山林所得金額（※）		円	D
（C）×0.1	（赤字のときは0円）	円	E
（C）－（E）	（赤字のときは0円）	円	F

※ ほかに申告分離課税（➡35ページ）の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前の金額）の合計額を加算します。

（C）のうち 災害関連支出の金額		円	G
（G）－50,000円	（赤字のときは0円）	円	H
雑損控除額 （（F）と（H）のいずれか） 多い方の金額		円	I

申告書の書き方

第一表

②6欄 … 計算欄①の金額を転記します。

第二表

「雑損控除に関する事項（②6）」欄の各欄に該当事項を記入します。

設 例

損害金額 A：5,800,000円
保険金などで補てんされる金額 B：4,800,000円
第一表⑫欄 D：8,170,400円
災害関連支出の金額 G：280,000円

- ① A 5,800,000円－B 4,800,000円＝C 1,000,000円
 - ② D 8,170,400円×0.1＝E 817,040円
 - ③ C 1,000,000円－E 817,040円＝F 182,960円
 - ④ G 280,000円－50,000円＝H 230,000円
 - ⑤ F 182,960円＜H 230,000円 → I 230,000円
- 雑損控除額は、230,000円になります。 ➡ ②6欄 へ

第一表

る 雑 損 控 除 ②6 2 3 0 0 0 0

第二表

○ 雑損控除に関する事項（②6）

損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など
火 災	4 . 5 . 9	住 宅・家 財
損害金額	5,800,000 円	保険金などで補てんされる金額 4,800,000 円 差引損失額のうち災害関連支出の金額 280,000 円

医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。いずれか一方を選択し、該当する明細書で計算を行います。

医療費控除の概要

あなたや生計を一にする(➡39ページ)配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

HP参照：『医療費控除を受けられる方へ』

(参考)控除される金額の計算欄

※『医療費控除の明細書』(➡43ページ)で計算します。

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額(※1)		円	B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	円	C
第一表⑫欄+退職所得金額 +山林所得金額(※2)		円	D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	円	E
Cと10万円のいずれ か少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

※1 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください(「申告に誤りがあった場合など」(➡37ページ)を参照してください)。

※2 ほかに申告分離課税(➡35ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする(➡39ページ)配偶者その他の親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

※健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用(人間ドックの受診費用など)は、控除の対象になりません。

(参考)控除される金額の計算欄

※『セルフメディケーション税制の明細書』で計算します。

支払った金額	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額(※)		円	B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	円	C
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	円	D

※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください(「申告に誤りがあった場合など」(➡37ページ)を参照してください)。



「確定申告書等作成コーナー」
なら計算が不要で
計算誤りがありません

申告書の書き方

第一表

27欄 …『医療費控除の明細書』(➡43ページ)又は『セルフメディケーション税制の明細書』(国税庁ホームページに掲載しています。)で計算した金額を転記します。これらの明細書は、確定申告書と一緒に提出してください。なお、医療保険者等から交付を受けた医療費通知に基づいて医療費控除の明細書の記載を省略する場合には、医療費通知の添付も必要となります。

医療費控除を選択する場合は、『区分』の□は記入しません。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、『区分』の□に「1」と記入します。

控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- 国に対する寄附金 ● 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)
- 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金 ● 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

HP参照:『寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ』

! 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、**ふるさと納税の全ての金額**を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

※ 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む。)をいいます。

認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp>)をご覧ください。

※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(➡25ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(➡25ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(➡25ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

申告書の書き方

第一表

28欄 … 計算欄Eの金額を転記します。

第二表

●「寄附金控除に関する事項(28)」欄

… 寄附先の所在地・名称を記入し、計算欄Aの金額を転記します。

●「住民税・事業税に関する事項」欄(➡33ページ)

… 各欄に該当事項を記入します。

控除される金額の計算欄

寄附金(※1)	(合計)		A
第一表28欄+退職所得金額+山林所得金額(※2)		円	B
B × 0.4	(赤字のときは0円)	円	C
AとCのいずれか少ない方の金額		円	D
寄附金控除額 (D - 2,000円)	(赤字のときは0円)	円	E

※1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。

※2 ほかに申告分離課税(➡35ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

設 例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ① ●●県(ふるさと納税) ……80,000円
- ② □□市(ふるさと納税) ……40,000円
- ③ 住所地の日本赤十字社支部 ……90,000円
- ④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) ……20,000円

- ⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) ……55,000円
- ⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) ……15,000円

※ ④は公益社団法人等寄附金特別控除(➡25ページ)の対象となり、⑤は対象となりません。

④に対する寄附金については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を、⑥に対する寄附金については認定NPO法人等寄附金特別控除(➡25ページ)の適用を選択するものとします。

寄附金控除の対象とする寄附金の合計額A:
265,000円(①+②+③+⑤)
第一表28欄 B: 8,170,400円

- ① B 8,170,400円 × 0.4 = C 3,268,160円
 - ② A 265,000円 < C 3,268,160円 → D 265,000円
 - ③ D 265,000円 - 2,000円 = E 263,000円
- 寄附金控除額は、263,000円になります。➡ 28欄へ

第一表

額 寄 附 金 控 除 28 263000

第二表

○ 寄附金控除に関する事項(28)

寄附先の名称等	□□市 日本赤十字ほか	寄附金	265,000円
---------	-------------	-----	----------

○ 住民税・事業税に関する事項

都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
120,000円	110,000円	70,000円	15,000円

! 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、この手引きの33ページを確認の上、「住民税・事業税に関する事項」欄に必ず記入してください。この欄が記入されていない場合には、個人住民税の賦課決定の際に控除が受けられないことがありますのでご注意ください。

合計(所得から差し引かれる金額の合計)

第一表 29

29欄 … 25欄から28欄までを合計し、記入します。

手順4 ▶ 税金の計算をする

課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 ③①

申告書の書き方

第一表

- ③①欄 … 計算欄 ㊦ の金額を転記します。
- ③①欄 … 計算欄 ㊦ の金額を転記します。

- ※ 平均課税を選択した方は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した金額を、③①欄に転記します。
- ※ 申告分離課税（⇒35ページ）の所得がある方は、③①欄を記入する必要はありません。また、③①欄は第三表（分離課税用）の㊦欄の税額を転記します。
- ※ 第四表（損失申告用）を使用する方は、『確定申告の手引き（損失申告用）』を参照してください。

設 例

所得金額の合計 ㊦：8,170,400円
所得から差し引かれる金額の合計 ㊦：
4,800,312円

- ① ㊦ 8,170,400円－㊦ 4,800,312円＝3,370,088円
→ ㊦ 3,370,000円（千円未満の端数切捨て）
- ② ㊦ 3,370,000円×0.2＝427,500円
＝㊦ 246,500円

課税される所得金額は、3,370,000円です。⇒ ③①欄へ
課税される所得金額に対する税額は、246,500円です。
⇒ ③①欄へ

第一表

課税される所得金額 (㊦－㊦)又は第三表 上の㊦に対する税額 又は第三表の㊦	③①	3370000
	③①	246500

課税される所得金額の計算欄

所得金額の合計	(第一表㊦欄の金額)	円	A
所得から差し引かれる 金額の合計	(第一表㊦欄の金額)	円	B
差引金額(※) (A－B)	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	C

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む。)は、0円となります。

課税される所得金額に対する税額の計算欄

㊦の金額	課税される所得金額に対する税額	
0円	0円	
1,000円～1,949,000円	㊦×0.05	円
1,950,000円～3,299,000円	㊦×0.1－97,500円	円
3,300,000円～6,949,000円	㊦×0.2－427,500円	円
6,950,000円～8,999,000円	㊦×0.23－636,000円	円
9,000,000円～17,999,000円	㊦×0.33－1,536,000円	円
18,000,000円～39,999,000円	㊦×0.4－2,796,000円	円
40,000,000円～	㊦×0.45－4,796,000円	円

配当控除

第一表 ③②

控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 内国法人から支払を受ける配当
- 特定株式投資信託（外国株価指数に投資を行うものを除く。）及び特定証券投資信託の収益の分配
- 特定証券投資信託の収益の分配がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』を使用して計算します。
- ※ 外国法人から支払を受ける配当、確定申告不要制度を選択したもの、申告分離課税を選択したもの、その他一定の配当等については配当控除の適用はありません。詳しくは35ページを参照してください。
- ◆ 特定株式投資信託
特定株式投資信託とは、信託財産が株式のみの証券投資信託のうち、株価指数連動型などの一定の上場投資信託（ETF）などの上場しているものをいいます。
- ◆ 特定証券投資信託
特定証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

HP 参照：『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③②欄 … 計算欄 ㊦ の金額を転記します。

控除される金額の計算欄

配当所得の金額(※1) (配当控除の対象となるもの)	(第一表㊦欄の金額)	円	A
課税される所得金額(※2)	(第一表㊦欄の金額)	,000 円	B
㊦－1,000万円	(赤字のときは0円)	円	C
A－C	(赤字のときは0円)	円	D
㊦×0.1		円	E
(A－D)×0.05		円	F
配当控除額 (E＋F)		円	G

- ※ 1 他の所得の赤字と損益通算（⇒14ページ）する前の配当所得の金額です。
- ※ 2 申告分離課税（⇒35ページ）の所得のうち、山林所得・退職所得以外の所得がある場合は、それらの所得金額（繰越控除の適用後の金額、長期譲渡所得については特別控除後の金額）も加算します。

第一表

③③欄 … 事業を営む方が、中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除など、事業所得等の特例に係る税額控除の適用を受ける場合には、左側空欄に「投資税額等」、**「区分」**の□に「I」と記入し、控除額を記入します。

第二表

「特別適用条文等」欄

… 該当条文を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成20年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(新築・購入用)』
『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(住宅の増改築用)』
『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③④欄 … 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※「区分1」の□は、東日本大震災の被災者の方が、適用期間の特例や住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例又は重複適用の特例の適用を受ける場合、『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参考に記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除の適用を受けている場合には、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄の額(摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に金額が記載されている場合はその額)を③④欄に転記し、「区分2」の□に「I」を記入します。

第二表

「特別適用条文等」欄 … 居住開始年月日等を記入します。

以下の場合、居住開始年月日の**頭部**に次のように記入します。

住宅借入金等特別控除の控除額の特例	▶ (特)
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	▶ (認)
バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ (増)
省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ (断)
多世帯同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ (多)

以下の場合、居住開始年月日の**末尾**に次のように記入します。

特別特例取得(⇒40ページ)に該当する場合	▶ (特特)
特例特別特例取得(⇒40ページ)に該当する場合	▶ (特特特)
特例取得(⇒40ページ)かつ新型コロナウイルスの影響による入居遅延に該当する場合	▶ (特特)
特別特定取得(⇒40ページ)に該当し、令和2年末までに居住した場合	▶ (特特)
特定取得(⇒39ページ)に該当し、令和3年末までに居住した場合(上記に該当する場合を除く。)	▶ (特)

政党等寄附金等特別控除

控除の概要

● 政党等寄附金特別控除

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

HP参照:『政党等寄附金特別控除を受けられる方へ』

● 認定NPO法人等寄附金特別控除

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

● 公益社団法人等寄附金特別控除

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照:『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表 第二表

『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

※ 各寄附金について、寄附金控除(⇒23ページ)を受ける場合には、併せてこれらの各控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

「確定申告書等作成コーナー」でデジタル化への一歩を踏み出しましょう



住宅耐震改修特別控除等

第一表 ③⑧～④①

控除の概要

● 住宅耐震改修特別控除

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

● 住宅特定改修特別税額控除

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

● 認定住宅等新築等特別税額控除

認定住宅等の新築や新築の認定住宅等の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『認定住宅等新築等特別税額控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③⑧～④①欄 … 住宅耐震改修特別控除の場合は、「区分」の□に「1」と記入し、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

住宅特定改修特別税額控除の場合は、「区分」の□に「2」と記入し、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

認定住宅等新築等特別税額控除の場合は、「区分」の□に「3」と記入し、『認定住宅等新築等特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

複数の控除がある場合は、「区分」の□に「4」と記入し、控除額の合計額を記入します。

差引所得税額

第一表 ④①

④①欄 … ③①欄の金額から、③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を記入します。

災害減免額

第一表 ④②

概 要

所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

※ 総所得金額等(➡39ページ)から、申告分離課税(➡35ページ)の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

- 損害について雑損控除(➡21ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

申告書の書き方

第一表

④②欄 … 所得税の軽減額を記入します。

再差引所得税額(基準所得税額)

第一表 ④③

④③欄 … ④①欄の金額から④②欄の金額を差し引いた金額を記入します。



「確定申告書等作成コーナー」なら自宅ですべて申告♪かんたん・便利♪

第一表 ④④

④④欄 … 計算欄Bの金額を転記します。

※ 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

復興特別所得税額は、4,714円になります。

➡ ④欄 ↗

⚠ 「復興特別所得税額」欄の記入漏れにご注意ください!!

第一表 ④5

④5欄 … ④3欄の金額と④4欄の金額の合計額を記入します。

第一表 ④⑥～④⑦

なお、**「区分」**の□には、外国税額控除のみ適用があり、かつ、外国税額控除が復興特別所得税から控除されている場合は「1」を、分配時調整外国税相当額控除のみ適用があり、かつ、分配時調整外国税相当額控除が復興特別所得税から控除されている場合は「2」を、外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、どちらかの控除（又は両方の控除）が復興特別所得税から控除されている場合は「3」を記入します。

HP参照:『外国税額控除を受けられる方へ』

集団投資信託の収益の分配等の支払を受ける場合で一定の要件を満たす場合の控除

第一表 ④⑧

④8 欄 … 所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

… 該当事項を記入します。

※『所得の内訳書』を添付する方は、所得の種類ごとに所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 申告分離課税（➡35ページ）の上場株式等の配当所得等、株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も記入します。

※ 源泉分離課税(➡35ページ)の所得や確定申告をしないことを選択した配当所得等(➡35ページ)などに係る所得税等の源泉徴収税額は、控除できません。



申告納税額

第一表 ④⑨

④⑨欄…④⑤欄の金額から、④⑥～④⑦欄、④⑧欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

予定納税額(第1期分・第2期分)

第一表 ⑤⑩

⑤⑩欄…予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記入します。予定納税額は、実際に納めたかどうかにかかわらず、通知書に記載された金額を記入します。

- ※1 予定納税額がある方には、6月(一部の方には10月)に、税務署から『令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』が送付されています。
- ※2 税務署から『確定申告のお知らせ』又はあなたの氏名や納税地の所在地が印字されている申告書用紙が送付されている方は、そちらにも予定納税額が表示されています。
- ※3 e-Taxをご利用の方は、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせから確認することもできます。



予定納税額の記入漏れにご注意ください!!

第1期分と第2期分の合計額(表示例の場合は101,200円)を申告書に記入します。

✕「予定納税基準額」(表示例の場合は151,800円)ではありませんので、ご注意ください。

※実際に納めていない場合でも通知書に記載された金額(表示例の場合は101,200円)を記入します。

<予定納税通知書の表示例>

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について

あなたの令和4年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑦の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和4年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	50,600 円
	第2期分	50,600

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
予定納税基準額	151,800 円

※ 予定納税の減額承認申請をし、税務署から『令和4年分所得税及び復興特別所得税の減額承認の承認通知書』を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を記入してください。

第3期分の税額

第一表 ⑤⑪⑫

⑤⑪⑫欄…④⑨欄の金額から⑤⑩欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を⑤⑪欄に記入
納税の方法は、2ページを参照してください。
なお、令和4年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、**令和5年3月15日(水)**です。
- 差し引いた金額が赤字の場合…そのままの金額を⑤⑫欄に記入
還付される税金の受取場所は、30ページを参照してください。

※「第3期分の税額」とは、「申告納税額」から所得税等の予定納税額(第1期分・第2期分)を差し引いた額で、確定申告により納付する又は還付されるものをいいます。

修正申告

第一表 ⑤⑬⑭

「修正前の第3期分の税額⑤⑬」欄及び「第3期分の税額の増加額⑤⑭」欄は、修正申告(法定申告期限後に、**申告をした税額等が実際より少なかったとき**に正しい税額に訂正する手続)をする際に記載します。

記載方法等の詳細は37ページ「6 申告に誤りがあった場合など」を参照してください。

※ 法定申告期限内に訂正する場合は、この欄を記載せず、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。



「確定申告書等作成コーナー」なら自宅ですべて申告♪かんたん・便利♪

手順5 ▶ その他、▶ 延納の届出、▶ 還付される税金の受取場所を記入する

公的年金等以外の合計所得金額

第一表 55

55欄 … 11 ページで計算した「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」を記入します。

※ 公的年金等の収入がない方は、記入する必要はありません。

配偶者の合計所得金額

第一表 56

56欄 … 配偶者特別控除(▶ 19 ページ)を受ける場合に、配偶者の合計所得金額(▶ 39 ページ)を記入します。

専従者給与(控除)額の合計額

第一表 57

57欄 … 青色事業専従者又は事業専従者がある場合に、それぞれ『青色申告決算書』の専従者給与額又は『収支内訳書』の専従者控除額を転記します。

青色申告特別控除額

第一表 58

58欄 … 『青色申告決算書』から青色申告特別控除額を転記します。

雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額

第一表 59

59欄 … 「源泉徴収税額」(48 欄の金額)に記入した税額のうち、雑所得、一時所得、臨時所得、株式等の譲渡所得等及び退職所得の金額に対する所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

未納付の源泉徴収税額

第一表 60

60欄 … 第一表49欄が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払の収入金額があり、その収入金額に対する所得税等の源泉徴収税額について支払者において未納付のものとあるとき、その未納付の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

※ 未納付の所得税等の源泉徴収税額については、納付後、『源泉徴収税額の納付届出書』を提出して還付を受けてください。

本年分で差し引く繰越損失額

第一表 61

61欄 … 前年分から繰り越された損失額を総所得金額等から差し引く場合で、翌年以後に繰り越す損失額がないときに、その差し引く繰越損失額を記入します。

※ 第四表(損失申告用)を使用する方は、この欄は記入しません。

※ 株式等の譲渡所得等、申告分離課税の上場株式等の配当所得等及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額は、この繰越損失額には含めません。

平均課税対象金額／変動・臨時所得金額

第一表 62 63

62欄、63欄 … 変動所得や臨時所得について、平均課税を選択する場合は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した内容を転記します。

[HP 参照: 『変動所得・臨時所得の説明書』]

延納の届出

第一表 64 65

概要

所得税等の第3期分の納める税金を延納(※)する場合に記入します。

※ 確定申告により納付する税金(申告書第一表50欄)の2分の1以上の金額を令和5年3月15日(水)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納税することで)、残りの額を同年5月31日(水)まで延納することができます。延納期間中は、年「7.3%」と「利子税特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

申告書の書き方

第一表

64欄 … 計算欄㉔の金額を転記します。

65欄 … 計算欄㉕の金額を転記します。

計算欄

第3期分の納める税金	(第一表50欄の金額)	00 円	A
延納届出額 (A × 0.5 以下の金額)	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	B
申告期限までに納付する金額 (A - B)		00 円	C

還付される税金の受取場所

第一表「還付される税金の受取場所」欄

還付申告の方は、振込みを希望する預貯金口座を次により記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- 名義が旧姓のままである場合

※ 公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)し、「公金受取口座の利用」(下記「公金受取口座の登録・利用」参照)に○を記入する場合には、「還付される税金の受取場所」に記載する必要はありません。

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります(公金受取口座として登録・利用はできません。)

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

第一表 ① 銀行等の預金口座の場合

還付される税金の受取場所	銀行 組合 農協 漁協	本店・支店 出所・支所
郵便局名等	※記入不要	預金種類
口座番号	※記入不要	普通 当座 納税専用 貯蓄
記号番号	※記入不要	

口座番号(7桁以内)

〈預金種類欄〉

該当する預金種類に○を記入します(総合口座の場合は「普通」に○を記入します。)

〈口座番号 記号番号欄〉

口座番号のみを左詰めで記入します。

② ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

還付される税金の受取場所	※記入不要	銀行 組合 農協 漁協	※記入不要	本店・支店 出所・支所
郵便局名等	※記入不要	預金種類	※記入不要	
口座番号	※記入不要	普通 当座 納税専用 貯蓄	※記入不要	
記号番号	※記入不要		※記入不要	

記号部分(5桁) 番号部分(2桁～8桁)

〈口座番号 記号番号欄〉

貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで記入します。

※ 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は記入しないでください。

※ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

公金受取口座の登録・利用

「還付される税金の受取場所」に記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合には、「公金受取口座登録の同意」に○を記入します。

※ 上記の方法のほか、マイナポータルからも公金受取口座の登録が可能です(<https://myna.go.jp>)。

※ 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。

※ 公金受取口座の変更を行う場合は、マイナポータルから変更の手続きを行ってください。

また、公金受取口座への振込みを希望(既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。)する場合には、「公金受取口座の利用」に○を記入します(この場合には、「還付される税金の受取場所」に銀行名等を記載する必要はありません。)

※ 公金受取口座を利用されない方は、「還付される税金の受取場所」に受取口座等を記入します。

※ 納税管理人を指定している場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座が還付金の振込先となります(納税管理人名義の口座を公金受取口座として登録・利用はできません。)

※ 公金受取口座の利用に○があり、「還付される税金の受取場所」にも記載がある場合は、記載された振込先に還付金を振り込みます。

⚠ 確定申告書に申告者ご本人のマイナンバー(個人番号)が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を登録・利用することはできません。また、預貯金口座の情報が正しく記載されていない場合も、公金受取口座を登録することはできません。公金受取口座の登録結果については、マイナポータルから必ず確認してください(※)。

詳しくは、デジタル庁ホームページ「所得税の確定申告手続きにおける登録について」をご覧ください(https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_faq_03)。

※ 確定申告で還付金を受け取ることができる金融機関であっても、公金受取口座として登録できない場合があります。公金受取口座として登録できる金融機関はデジタル庁ホームページをご覧ください。

第一表 ① 公金受取口座登録の場合

公金受取口座登録の同意	○	公金受取口座の利用	○
-------------	---	-----------	---

② 登録済みの公金受取口座を利用する場合

公金受取口座登録の同意	○	公金受取口座の利用	○
-------------	---	-----------	---

⚠ 公金受取口座の登録と利用の手続きを同時に行うことはできません。「公金受取口座登録の同意」と「公金受取口座の利用」の両方に○を記入することのないよう、ご注意ください。

○ 公金受取口座登録制度とは

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください(https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)。

なお、制度に関するお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

- 0120-95-0178 (マイナンバー総合フリーダイヤル)

受付時間 平日：9時30分から20時00分まで

土日祝：9時30分から17時30分まで(年末年始を除く。)

また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約(https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoutukiyaku.html)もご確認ください。

○ 登録状況の確認・登録口座の変更・登録の抹消について

公金受取口座の登録状況の確認、登録口座の変更、登録の抹消を行う方は、マイナポータルからお手続きください(<https://myna.go.jp>)。

○ マイナポイント事業は、マイナンバーカードの利用を前提とした制度です。

令和5年2月末までに公金受取口座の登録手続きを行い、マイナポイントアプリ(又は「申込みサイト」)からマイナンバーカードを利用して申込みすると、マイナポイントが付与されます(※1)。

マイナポイントの付与を希望する場合は、マイナポータル又はマイナンバーカード方式(e-Tax)による確定申告(※2)で公金受取口座の登録手続きを行ってください。

なお、確定申告で登録手続きを行った場合は、登録結果の確認のため、必ずマイナポータルから登録状況を確認してください(※3)。

詳しくは、マイナポータルをご確認ください。

制度に関するお問い合わせ窓口は、「公金受取口座登録制度とは」に記載のある「マイナンバー総合フリーダイヤル」となります。

※1 マイナンバーカードを令和4年12月末までに申請をした方が対象です。

※2 マイナンバーカード方式(e-Tax)以外の方法による確定申告で公金受取口座の登録手続きを行った場合も、令和5年2月末までにマイナポータルから登録状況の確認又は再登録を行うことでマイナポイントが付与されます。

※3 確定申告での公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いいたします。

(注)上記のマイナポイント事業(公金受取口座の登録によるマイナポイントの付与)に関する案内は、令和4年9月末現在時点における情報に基づいて記載しております。最新の同事業に関する案内については、総務省ホームページ「マイナポイント事業」をご確認ください(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)。

手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とは取扱いが異なるため、「**住民税・事業税に関する事項**」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

別居の配偶者・親族・事業専従者の氏名・住所

第二表で記入した配偶者・親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。

なお、国外居住親族(▶39ページ)である場合には、「**国外**」欄に○を記入します。

※ 年末調整を受けた給与がある方が、第二表の「**配偶者や親族に関する事項(②③欄)**」欄の記入を省略するときは、その別居している方のマイナンバー(個人番号)も記入します(19ページの配偶者及び20ページのその他の親族で調整に○を記入した場合については、マイナンバーの記入は不要です)。

また、「**退職所得のある配偶者・親族の氏名**」欄(▶33ページ)に記入した方と別居している場合も記入します。

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます(青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様)。これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を記入します。

▶住民税

非上場株式の少額配当等

概要

住民税は、所得税等において確定申告不要制度(▶35ページ)を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されますので、記入が必要です。

申告書の書き方

第二表

「非上場株式の少額配当等」欄

… 計算欄④に該当する金額がある方は、計算欄⑤の金額を転記します。

計算欄

配当所得の金額	(第一表⑤欄の金額)	
	円	A
確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等	円	B
配当に関する住民税の特例 (A + B)	円	C

※ 特別徴収された住民税額(配当割額)は、配当割額控除額欄に記入してください。

非居住者の特例

令和4年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。その国内源泉所得のうち所得税等で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

令和4年中に道府県民税配当割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額（5%の税率）が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税等の確定申告をした場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入します（記入がない場合、この控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください）。

なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、お住まいの市区町村から住民税の納税通知書が送達される前に住民税の申告書の提出が必要です。ただし、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額の全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合は、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入することで住民税の申告書の提出が不要となります（この場合、配当割額及び株式等譲渡所得割額は記入しないでください）。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。

※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要

令和4年中の配当所得及び株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式等譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税において特別徴収で済ませること（申告不要）としようとする場合（所得税等においてもその全てを申告不要とする場合を除きます。）には、「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入します。この場合、原則として、お住まいの市区町村に対する住民税の申告書の提出は不要となりますが、以下の点にご留意ください。

※ 住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合には、当該欄に○を記入することはできません。

※ 上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等（所得税等において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます。）、上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収口座以外のもの）又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合には、住民税において申告不要とすることができないため、当該欄に○を記入することはできません。

※ 住民税において、所得税等と異なる控除の適用を受けようとする場合には、別途、住民税の申告書の提出が必要となることがありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 当該欄に○を記入し、住民税の申告書を提出しない場合には、住民税において上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用ができませんのでご注意ください。

給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、「特別徴収」欄に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」欄に○を記入します。

※ 給与所得及び令和5年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金から差し引かれます。

※ 公的年金等に係る所得に対する住民税については、「市区町村からのお知らせ」（➡40ページ）を参照してください。

寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)や、⑧あなたの令和5年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、⑨あなたの令和5年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、⑩あなたの令和5年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

- ふるさと納税について、申告特例(ワンストップ特例)を申請している場合でも、確定申告を行うと当該申請が無効となります。確定申告を行う場合には、特例申請をした分も含めて寄附金の金額を記入してください。また、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、寄附日においてふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対するものは特例控除の対象となりませんので、「共同募金、日赤その他の寄附」欄へ記入してください。
- 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄に記入してください。例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」欄に記入せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。
- ⑧・⑨について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

① ●●県(ふるさと納税)	80,000円
② □□市(ふるさと納税)	40,000円
③ 住所地の日本赤十字社支部	90,000円
④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人)	20,000円
⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定)	55,000円
⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定)	15,000円
①+②= 120,000円	A
③+④= 110,000円	B
⑤+⑥= 70,000円	C
⑥= 15,000円	D

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附(特例控除対象以外)については、AではなくBに記入します。
 ※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額とAからDの合計額は同じになりません。

第二表

都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
120,000円	110,000円	70,000円	15,000円
A	B	C	D

退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名等

令和4年中に退職所得(源泉徴収されたものに限り、以下同じです。)のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、あなたが個人住民税の配偶者(特別)控除、扶養控除等を受けることができます。その場合には、令和4年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日・令和4年分の退職所得を除いた合計所得金額を記入します。

※ 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

●「障害者」に関する事項

第二表「配偶者や親族に関する事項②③」欄の書き方(19ページ又は20ページ)を参照して記入します。

●「その他」に関する事項

令和4年中に退職所得のある配偶者(同一生計配偶者であって特別障害者である場合に限り、)又は扶養親族(特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限り、)が、あなたの「配偶者控除」、「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、個人住民税の所得金額調整控除(※)の適用を受ける場合に○を記入します(例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。)。

また、これに該当する場合には、マイナンバー(個人番号)の記入は不要です。

※ 個人住民税の所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

●「寡婦・ひとり親」に関する事項

あなたが、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。

寡婦	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたが寡婦に該当する場合
ひとり親	令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたがひとり親に該当する場合

事業税

非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

次の①及び②に該当する場合は、該当する番号とその所得金額（所得税における青色申告特別控除前の金額）を記入します。

①複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除く。）
2. 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。）
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を記入してください。
5. 装蹄師業から生ずる所得

②次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採(事)業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

◆地方税法第72条の2に定められている事業

- | | | |
|---------|--|-----------|
| ・物品販売業 | ・仲立業 | ・獣医業 |
| ・保険業 | ・問屋業 | ・装蹄師業 |
| ・金銭貸付業 | ・両替業 | ・弁護士業 |
| ・物品貸付業 | ・公衆浴場業 | ・司法書士業 |
| ・不動産貸付業 | ・演劇興行業 | ・行政書士業 |
| ・製造業 | ・遊技場業 | ・公証人業 |
| ・電気供給業 | ・遊覧所業 | ・弁理士業 |
| ・土石採取業 | ・商品取引業 | ・税理士業 |
| ・電気通信事業 | ・不動産売買業 | ・公認会計士業 |
| ・運送業 | ・広告業 | ・計理士業 |
| ・運送取扱業 | ・興信所業 | ・社会保険労務士業 |
| ・船舶定係場業 | ・案内業 | ・コンサルタント業 |
| ・倉庫業 | ・冠婚葬祭業 | ・設計監督者業 |
| ・駐車場業 | ・畜産業 | ・不動産鑑定業 |
| ・請負業 | ・水産業 | ・デザイン業 |
| ・印刷業 | ・薪炭製造業 | ・諸芸師匠業 |
| ・出版業 | ・医業 | ・理容業 |
| ・写真業 | ・歯科医業 | ・美容業 |
| ・席貸業 | ・薬剤師業 | ・クリーニング業 |
| ・旅館業 | ・あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 | ・歯科衛生士業 |
| ・料理店業 | | ・歯科技工士業 |
| ・飲食店業 | | ・測量士業 |
| ・周旋業 | | ・土地家屋調査士業 |
| ・代理業 | | ・海事代理士業 |
| | | ・印刷製版業 |

損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子（→9ページ）の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額（所得税における損益通算（→14ページ）の特例適用前の不動産所得の金額）を記入します。

前年中の開(廃)業

令和4年の途中で開業又は廃業した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記入します。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記入します。

事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額を記入します。

- ①事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産（土地、構築物、建物、無形固定資産を除く。）を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失
 - ②事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失
- ※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年（①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る。）以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

他都道府県の事務所等

事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、「**他都道府県の事務所等**」欄に○を記入します。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項（複数の都道府県の事務所又は事業所がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など）をお尋ねすることもあります。

(参考)申告や納税について知っておきたいこと

1 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。
また、それに応じて次の課税方法となります。

種 類	概 要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得 事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	総合 申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得 特定公社債の利子などの所得(確定申告不要制度があります(➡35ページ)) 預貯金の利子などの所得	総合 申告分離 源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※ 上場株式等の配当等について、申告分離課税を選択(※)したものを除く。 上場株式等の配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択(※)したものの所得 特定目的信託(私募のものに限る。)の社債的受益権の収益の分配などの所得	総合 申告分離 源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得 業務 原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得 その他 生命保険の年金、暗号資産取引による所得など他の所得に当てはまらない所得 先物取引に係る所得	総合 申告分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得 土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	総合 申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	総合 源泉分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

※ 大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することはできませんのでご注意ください。

◆用語の解説

総合：総合課税

確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。

申告分離：申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。

源泉分離：源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取る時に一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です(確定申告することはできません)。
左の表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

2 利子所得と配当所得の課税方法

1. 総合課税と申告分離課税の選択

①上場株式等の配当等に係る「利子所得」

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

②上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)に係る「配当所得」

申告する場合は、総合課税に代えて、申告分離課税を選択することができます。ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。

※ 非上場株式等の配当等及び大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等については、総合課税の対象となり、申告分離課税を選択することはできません。

※ 申告分離課税の場合、所得税の税率は15%(住民税5%)となります。また、所得税と併せて復興特別所得税(➡27ページ)がかかります。

※ 申告する場合は、申告する②の配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(①の利子所得を申告分離課税とし、②の配当所得を総合課税とすることはできません)。

※ 申告分離課税とする場合でも、申告書第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

⚠ 確定申告において、申告分離課税を選択せず、①の利子所得・②の配当所得について確定申告不要制度を選択した場合、又は②の配当所得について総合課税を選択した場合、その後修正申告や更正の請求において、これらの利子所得・配当所得について申告分離課税を選択する変更はできません。申告分離課税を選択した場合も同様です。

2. 確定申告不要制度

次の①～⑦に係る利子等・配当等は、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できます。この制度を選択した利子等・配当等の金額は、39ページの「合計所得金額」に含みません。なお、この制度を選択すると、配当控除や所得税等の源泉徴収税額の控除を受けられません。

①少額配当等

②金融商品取引所に上場されている株式等の利子等・配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)

③公募証券投資信託の収益の分配

④特定投資法人の投資口の配当等

⑤特定受益証券発行信託(公募のものに限る。)の収益の分配

⑥特定目的信託(公募のものに限る。)の社債的受益権の剰余金の配当

⑦特定公社債の利子

※ 大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、少額配当等に該当する場合を除き、この制度を選択することはできません。

※ 1回に支払を受けるべき利子等又は配当等の額ごとに選択できます(源泉徴収口座を除きます)。



この制度を選択せず、これらの利子等・配当等について確定申告をした場合、その後修正申告や、更正の請求においてこれらの利子等・配当等を申告しないこととする変更はできません。上記制度を選択した場合も同様です。

●源泉徴収制度

①上場株式等の配当等に係る **利子所得・配当所得**

支払金額に対して所得税等（15.315%）、住民税（5%）が源泉徴収等されています。

②非上場株式等の配当等や大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等に係る **配当所得**

支払金額に対して所得税等（20.42%）のみが源泉徴収されています。

●源泉徴収口座（源泉徴収を行う特定口座）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに確定申告不要制度を選択できます。

また、源泉徴収口座内の「譲渡所得等」と同一口座内の「利子所得・配当所得」のいずれかのみを申告することもできますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の「利子所得・配当所得」の金額を併せて申告する必要があります。

HP参照：『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』

●用語の解説

◆上場株式等の配当等

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいいます。

◆特定公社債

国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などをいいます。

◆大口株主等

上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

◆少額配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} \div 12$

※「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

3. 配当控除の対象とならないもの

配当控除の対象は、日本国内に本店のある法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配などで、確定申告において総合課税の適用を受けた配当所得に限られます。したがって、外国法人から受ける配当等は、配当控除の対象となりません。

また、次の配当などは配当控除の対象になりません。

- (1) 確定申告不要制度を選択したもの
- (2) 申告分離課税制度を選択したもの
- (3) 基金利息
- (4) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等
- (5) 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等
- (6) 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等
- (7) 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等
- (8) 適格機関投資家私募による投資信託から支払を受けるべき配当等
- (9) 特定目的信託から支払を受けるべき配当等
- (10) 特定目的会社から支払を受けるべき配当等
- (11) 投資法人から支払を受けるべき配当等

3 退職所得の記入方法等

◎ 退職所得を申告する場合（➡3・4ページ）は、申告書第三表の㉓欄（収入金額）、㉔欄（所得金額（※1））、㉕欄（課税される所得金額（※2））、㉖欄（税額（※3））、㉗欄（㉓から㉕までの合計）及び「退職所得に関する事項」欄を記入します（退職所得以外の所得がある場合には、その他の該当する欄も記入します。）。また、申告書第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に該当事項を記入します。

◎ 申告書第三表の「退職所得に関する事項」欄の「一般」には「一般退職手当等」、「短期」には「短期退職手当等」、「特定役員」には「特定役員退職手当等」に関する事項を記入します（短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の源泉徴収票の摘要欄にその金額等が記載されています。）。

- 一般退職手当等：短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。
- 短期退職手当等：短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 特定役員退職手当等：役員等勤続年数（役員等として勤務した期間により計算した年数をいいます。）が5年以下である方が支払を受ける退職手当のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当として支払を受けるものをいいます。

※1 所得金額の計算方法については、国税庁HP（『短期退職手当等Q&A』[Q6]）を参照してください。

（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf）

※2 各所得金額（㉔及び㉕～㉗欄）から「所得から差し引かれる金額（㉘欄）」を順次控除していき、引ききれなかった控除額がある場合には、退職所得金額（㉔欄）から、その控除額を差し引いた金額が㉕欄の金額となります（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、㉕、㉖、㉗欄の記載がある場合には計算方法は異なります。）。

なお、差し引く控除額がない場合には、㉔欄の金額の1,000円未満の端数を切り捨てた金額となります。

※3 24ページ「課税される所得金額に対する税額の計算欄」の㉙に㉕欄の金額を当てはめて計算します。

4 災害により被害を受けた場合

災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

- 災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、所轄税務署に申請しその承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除（➡21ページ）又は災害減免法（➡26ページ）の適用を受けることができます。

5 納税が遅れた場合など

納税が納期限（令和5年3月15日（水））に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

※ 令和5年3月15日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は、令和5年3月16日から同年5月15日までの間は年「7.3%」と「延滞税特例基準割合＋1%」のいずれか低い割合、令和5年5月16日以降は年「14.6%」と「延滞税特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合となります。

なお、延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

6 申告に誤りがあった場合など

- 申告をした税額等に誤りがあった場合は、次によります。

法定申告期限内の場合は、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。

法定申告期限を過ぎた場合は、再度、確定申告書を提出するのではなく、次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	『修正申告書』を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	『更正の請求書』を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正しない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

- 修正申告書の記載方法について

修正申告に当たっては、申告書第一表、第二表を使用します。

分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。

※ 申告書第五表は、令和4年分以降の修正申告には使用しません。

第一表

申告書第一表に修正後の金額等を確定申告書と同様の記載方法で記入します。

なお、確定申告書との相違点等は以下のとおりです。

▶ 表 題

「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書」の、〇〇内に修正する申告年分を記入し、空白に「修正」と記入します（申告書第二表にも同様に記載します。）。

税務署長 令和5年8月3日	令和04年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書
------------------	---------------------------

▶ 種類 欄

「修正」の文字を○で囲みます。

振替納税希望	種類	青色	白色	黒色	損失	○
--------	----	----	----	----	----	---

▶ 修正申告 欄

「修正前の第3期分の税額⑤③」欄には、修正申告書を提出する直前の申告書等の第3期分の税額を記入します（還付の場合は頭に△を記入します。）。

「第3期分の税額の増加額⑤④」欄には、「納める税金⑤①」欄又は「還付される税金⑤②」欄の金額から「修正前の第3期分の税額⑤③」欄の金額を差し引いた金額を記載します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

第3期分の税額 (⑤③)	納める税金⑤①	還付される税金⑤②	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	第3期分の税額の増加額⑤④
	35500	△	△12465	47900

当初申告額：△12,465円（12,465円の還付）

修正申告額：35,500円

差 額：35,500円－（△12,465円）＝47,900円（100円未満の端数切捨て）

第二表

「特例適用条文等」欄に修正申告によって修正する事項・理由を記載します。

特例適用 条 文 等	・給与所得誤り（株式会社A（〇〇市〇〇区X X-X X、収入1,235,000円、源泉32,500円）に関する給与の計上が漏れていたため。） ・配偶者控除誤り（妻の合計所得金額が1,823,000円であったため、配偶者控除を適用しない。） ・社会保険料控除誤り（妻の源泉徴収票に記載されている社会保険料125,000円を誤って計上していたため。）
---------------	---

- 法定申告期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告してください。

なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

- 税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

7 消費税について

1. 令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方

令和4年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和6年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（基準期間用）』を速やかに住所地等の所轄税務署又は業務センター（注）に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、令和4年分の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算できます。

令和6年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、令和5年12月31日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を住所地等の所轄税務署又は業務センター（注）に提出する必要があります。

- ※ 令和5年分の基準期間である令和3年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。**
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書（特定期間用）』を速やかに住所地等の所轄税務署又は業務センターに提出してください。
- ※ 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。
- ※ 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引（事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。）の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットによる収入なども課税売上高に該当します。
- ※ 一般課税の方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができませんのでご注意ください。

（注）内部事務のセンター化の対象となる税務署に、郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

2. 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。この場合、**令和5年3月31日（金）までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。**

- ※ 令和2年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。**
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
- ※ 高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免税点制度の適用や簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。詳しくは、国税庁ホームページの『消費税法改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）』をご覧ください。

消費税の一般的な事柄や手続は『消費税のあらまし』を、申告や納税の手続は『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』をご覧ください。『消費税のあらまし』のほか、各種説明書及び届出書は、国税庁ホームページに掲載しています。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

インボイス制度においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書（インボイス）発行事業者から交付を受けた適格請求書（インボイス）の保存が必要になります。

適格請求書（インボイス）を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請書を提出し、適格請求書（インボイス）発行事業者として登録を受ける必要があります。

なお、令和5年10月1日から適格請求書（インボイス）を交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

8 財産債務調書制度・国外財産調書制度について

○ 財産債務調書制度について

確定申告が必要な方（➡3ページ）又は所得税の還付申告書（その年分の所得税の合計額が配当控除額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限り。）を提出することができる方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（※1）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した『財産債務調書』を、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（※2）。

令和4年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、令和5年3月15日（水）です。

詳しくは、国税庁ホームページの『財産債務調書制度に関するお知らせ』（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm）をご覧ください。



- ※1 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。
- ※2 相続開始年の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

○ 国外財産調書制度について

居住者（非永住者を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した『国外財産調書』を、住所地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（※）。

令和4年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、令和5年3月15日（水）です。

詳しくは、国税庁ホームページの『国外財産調書制度に関するお知らせ』（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm）をご覧ください。



- ※ 相続開始年の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、**退職所得金額、山林所得金額を加算した金額**です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡14ページ)後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、次の**繰越控除**を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、**退職所得金額、山林所得金額を加算した金額**です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算(➡14ページ)後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた**繰越控除**を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

◆ 生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に通金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 障害者

令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や療育手帳(※)、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
※「療育手帳」は、「愛護手帳」、「愛の手帳」や「みどりの手帳」など各自治体によって別の名称で呼ばれていることがあります。
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 療育手帳に障害の程度が重度として「A」(「マルA」、「A2」など)と表示されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

◆ 同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方

※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としていたとはいえません。

◆ 同一生計配偶者

あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方

- 令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一にしている。

- 合計所得金額が48万円以下である。

- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

※ 配偶者の収入がパート収入(給与所得)のみの場合における所得金額の計算(➡10ページ)

※ 配偶者の収入が公的年金(雑所得)のみの場合における所得金額の計算(➡11・12ページ)

◆ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

◆ 扶養親族

令和4年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は市町村長から養護を委託された老人である。

- あなたと生計を一にしている。

- 合計所得金額が48万円以下である。

- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成19年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)

◆ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)

◆ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、昭和28年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、あなたや配偶者との同居を常としている方

※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としていたとはいえません。

◆ 国外居住親族

非居住者(国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人)である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る『親族関係書類』及び『送金関係書類』の添付等が必要です(➡42ページ)。

◆ 特定取得

住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%又は8%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。

◆ 特別特定取得

住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額が10%の税率により課されるべきものである場合（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除きます。）の住宅の取得等をいいます。

◆ 特例取得

特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ以下の日までに締結されているものをいいます。

- 居住用家屋の新築…令和2年9月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等…令和2年11月30日までの期間

◆ 特別特例取得

特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に締結されているものをいいます。

- 居住用家屋の新築…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの（新築住宅）若しくは既存住宅の取得又は居住の用に供する家屋の増改築等…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

◆ 特例特別特例取得

特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

～お知らせ～

○ 申告書等の添付書類について

確定申告書及び修正申告書（以下「申告書等」といいます。）については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示は不要です。

ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。（添付が不要となる書類）

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

～市区町村からのお知らせ～

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度（➡4ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。

- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

令和4年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、令和4年4月3日から令和5年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和5年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります（詳細は32ページを参照してください。）。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（➡25ページ）額がある場合、翌年度分（令和5年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

3. 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか又は提示しなければなりません。

※ 書類を添付する場合は、『添付書類台紙』に貼るなどして申告書と一緒に提出します。

申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているかチェックしましょう。



(注) 申告書等については、源泉徴収票等の添付又は提示は不要です(詳細は40ページを参照してください。)。ただし、税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等を忘れずにお持ちください。

○申告書に記載された**申告者ご本人**のマイナンバー(個人番号)については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類		チェック欄	添付又は提示
マイナンバーカード(個人番号カード) ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の 写し が必要です。		☐	
①番号確認書類及び②身元確認書類			
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード(その記載事項(氏名・住所など)に変更がない場合、又は正しく変更手続が取られている場合に限りです。) ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです。) などのうち、いずれか1つ	☐	添付又は提示 本人確認書類の 写し を、添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ		

※ 配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

※ 青色申告書を提出する方で、一定の場合に、①番号確認書類の写しの添付又は提示を省略することができます。

ただし、還付申告(予定納税額があることによる還付申告を除きます。)及び相続人から提出される準確定申告の方は、番号確認書類の提示等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○申告内容に応じて次の書類の添付又は提示が必要です。

項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
事業・営業等	青色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』	☐	
事業・農業	白色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』	☐	
不動産		☐	
業務に係る雑所得	総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』(前々年の業務に係る「雑所得」の収入金額(令和4年分の確定申告の場合、令和2年分の業務に係る雑所得の収入金額)が1,000万円を超える場合に限りです。)	☐	添付 申告書と一緒に提出する
総合譲渡・短期	譲渡所得の内訳書【総合譲渡用】	☐	
総合譲渡・長期			
社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は、『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』等(※1)	☐	添付又は提示 添付書類台紙に貼るなどして申告書と一緒に提出する 又は 提出の際に提示する
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書(※1)	☐	
生命保険料控除	支払額などの証明書(旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。)(※1)	☐	
地震保険料控除	支払額などの証明書(※1)	☐	
勤労学生控除	専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書(※1)	☐	
障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除	国外居住親族について控除の適用を受ける場合は、『親族関係書類』及び『送金関係書類』(※2)	☐	
雑損控除	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	☐	

「所得から差し引かれる金額」で、右の項目を記入した方

「税金の計算」で、右の項目を記入した方

項目等		添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
医療費控除	27	医療費控除の明細書(➡43ページ)	☐	添付 申告書と一緒に提出する
		医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ○医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限りま す。保険者番号及び被保険者等記号・番号部分がある場合は、 その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。	☐	
		各種証明書等(おむつ証明書など)	☐	添付又は提示
セルフメディケーション 税制による医療費控除の 特例	27	セルフメディケーション税制の明細書	☐	添付 申告書と一緒に提出する
寄附金控除	28	●寄附した団体などから交付された寄附金の 受領証(※3) ●特定の公益法人や学校法人などに対する寄 附や、一定の特定公益信託の信託財産とす るための支出については、その法人や信託 が適格であることなどの証明書又は認定証 の写し ●政治献金については、選挙管理委員会等の 確認印のある『寄附金(税額)控除のための書 類』(※4)	☐	添付又は提示 添付書類台紙 に貼るなどし て申告書と一 緒に提出する 又は 提出の際に提 示する
「 」(区分)	33	適用を受ける控除の計算に関する明細書等	☐	添付 申告書と一緒に提出する
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	34	HP参照:『住宅借入金等特別控除を受けられる方 へ』、『(特定増改築等)住宅借入金等特別 控除を受けられる方へ』	☐	
政党等寄附金特別控除	35	『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』	☐	
		選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税 額)控除のための書類」(※4)	☐	添付 添付書類台紙 に貼るなどし て申告書と一 緒に提出する
認定NPO法人等寄附金 特別控除	36	HP参照:『認定NPO法人等寄附金特別控除 を受けられる方へ』	☐	添付 申告書と一緒に提出する
公益社団法人等寄附金 特別控除	37	HP参照:『公益社団法人等寄附金特別控除を受 けられる方へ』	☐	
住宅耐震改修特別控除	38	HP参照:『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改 修特別税額控除を受けられる方へ』	☐	
住宅特定改修特別 税額控除	39	HP参照:『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改 修特別税額控除を受けられる方へ』	☐	添付 申告書と一緒に提出する
認定住宅等新築等 特別税額控除	40	HP参照:『認定住宅等新築等特別税額控除を 受けられる方へ』	☐	
外国税額控除	46	『外国税額控除に関する明細書』	☐	
		外国所得税を課税されたことを証明する書類	☐	
分配時調整外国税 相当額控除	47	『分配時調整外国税相当額控除に関する明細書』	☐	
		各種支払通知書等	☐	

- ※1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。
- ※2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その国外居住親族があなたの親族であることを証するものをいいます。
- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
 - ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)
- ・「送金関係書類」とは、次の①又は②の書類で、あなたがその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
- ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
 - ②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したこと等を明らかにする書類
- ・いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。
- ・給与等(公的年金等)の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- ※3 ふるさと納税の場合は、「寄附金の受領証」に代えて、特定事業者(該当事業者は国税庁ホームページをご確認ください。)の発行する年間寄附金額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。
- ※4 確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。
- ◆このほか、付表や計算書などを使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。
- ◆付表、計算書、明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

確定申告の概要

記載例

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

手順6

知っておきたいこと

添付書類

医療費控除の明細書

振替納税申込み書

下書き用申告書

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A (㉗+㉚) 円	B (㉙+㉛) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで 補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)
所得金額の合計額	
㉜ × 0.05	(赤字のときは0円)
㉜と10万円のいずれか 少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の
「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉝の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療
費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

切り離して確定申告書に添付してください。

4. 医療費控除の明細書

医療費控除(➡22ページ)の適用を受ける場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です。
43ページの明細書をご利用ください(国税庁ホームページでも作成できます。)

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、**確定申告期限等から5年間**、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、**領収書はご自宅等で保管してください。**

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。**

① 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)」欄

あなたが負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。
保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時まで確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正(➡37ページ)してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	〇 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

② 医療費(上記①以外)の明細

その年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇△病院に通院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、〇〇バス)往復 780円

5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、〇〇バス)往復 780円

〇△病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
国税 太郎	〇△病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560	

5. 振替納税の新規(変更)申込み

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

なお、e-Taxにより提出することもできます。

- 振替納税(口座振替)は全国の銀行(ゆうちょ銀行を含みます。)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用にならない場合があります。
- 提出の際には申告書や添付書類台紙に貼らないでください。

【注意】 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続若しくは振替継続希望欄に○を記入した申告書又は異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」若しくは「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する必要があります。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

提出先の税務署名を書いてください。

税務署長あて

氏名

私が納付する

・申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
・消費税及び地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

について、

令和 年 月 日

以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署 整理欄

〔番号〕

〔金融機関番号〕

〔振替区分〕

〔入力日付〕

〔送付日付〕

金融機関名

銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
漁協・農協

本店・支店
本所・支所
出張所

御中

あなたの住所

(〒) 電話 ()

(申告納税地)

(フリガナ)

氏名

金融機関お届け印

銀行(ゆうちょ銀行以外)

銀行等

預金の種類

1 普通 2 当座 3 納税準備

口座番号

記号番号

1 0

金融機関使用欄

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

・申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
・消費税及び地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

口座振替の利用を開始する申告等の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行の場
合は支店名等の記
入は不要です。

住所等
を記
入し
ます。

預貯金口座
の名義を
書入
します。

ゆうちょ銀行以外
の銀行等
の場合は、
預金の種類を○
で囲み口座番
号を書入し
ます。

ゆうちょ銀行の場
合は、記号及び番
号をそれぞれ
書入し
ます。

口座振替を利用しない税目等については、二重線で抹消します。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違つ場合には、申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横まに押印し直してください。

口座振替を利用しない税目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離してご利用ください。

約 定 (必ず確認してください。)

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じてても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

6. 下書き用申告書

下書き用申告書(第二表)

※ 第一表は、この裏面にあります。

申告書作成の際に切り離すなどしてご利用ください。



○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円
(48) 源泉徴収税額の合計額			円	

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
	円	円	円

特例適用
条 文 等

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	障 害 者	国外居住	住 民 税	その他
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	配偶者	明・大 昭・平	(障) 特障	国外	年調 同一	別居 調整
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平・令	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平・令	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平・令	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平・令	(障) 特障	国外	年調 (16)	別居 調整

○ 事業専従者に関する事項 (57)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平		円
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。		明・大 昭・平		

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特 例	配当割額 控 除 額	株式等譲渡 所得割額控除額	特定配当等・特定 株式等譲渡所得の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名										
		個 人 番 号		続柄	生 年 月 日	退職所得を除く所得金額	障 害 者	その他	寡婦・ひとり親	
					明・大 昭・平	円	(障) 特障	調整	寡婦	ひとり親
事業税	非課税所得など	番号	所得 金額	円	損益通算の特例適用前 の不 動 産 所 得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など			他都道府県の事務所等		円
上記の配偶者・親族・事業専従者の のうち別居の者の氏名・住所										
				住所	国外	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与	円	一連 番号

	保 険 料 等 の 種 類	支 払 保 険 料 等 の 計	う ち 年 末 調 整 等 以 外
⑬⑭ 社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	円	円
⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料	円	円
	旧 生 命 保 険 料		
	新 個 人 年 金 保 険 料		
	旧 個 人 年 金 保 険 料		
	介 護 医 療 保 険 料		
⑯ 地震保険料控除	地 震 保 険 料	円	円
	旧 長 期 損 害 保 険 料		

本人に関する事項 (17~20)	寡婦 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未 帰 還	ひとり親	勤労学生 ☐ 年調以外かつ 専修学校等	障害者	特別 障害者
------------------	---	------	--	-----	-----------

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	保険金などで 補填される 金 額
	円	差引損失額の うち災害関連 支出の金額
		円

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の 名 称 等	寄 附 金
	円

このページは切り離してご利用ください。

確定申告の概要

記載例

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

手順6

知っておきたいこと

添付書類

医療費控除の明細書

振替納税申込み書

下書き用申告書

下書き用申告書(第一表)

振替継続希望		種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の表	特農
収入金額等	事業等	区分	⑦						
	業	区分	⑧						
	不動産	区分1	⑨						
	配当	区分2	⑩						
	給与	区分	⑪						
	公的年金等	区分	⑫						
	雑業務	区分	⑬						
	その他	区分	⑭						
	総合譲渡	区分	⑮						
	一時	区分	⑯						
所得金額等	事業等	①							
	業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	公的年金等	⑦							
	雑業務	⑧							
	その他	⑨							
	⑦から⑨までの計	⑩							
所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時	⑪							
	合計	⑫							
	社会保険料控除	⑬							
	小規模企業共済等掛金控除	⑭							
	生命保険料控除	⑮							
	地震保険料控除	⑯							
	寡婦、ひとり親控除	⑰							
	勤労学生、障害者控除	⑱							
	配偶者(特別)控除	⑲							
	扶養控除	⑳							
基礎控除	㉑								
⑬から㉑までの計	㉒								
雑損控除	㉓								
医療費控除	㉔								
寄附金控除	㉕								
合計	㉖								

税金	課税される所得金額	③⑩							
	上の③⑩に対する税額	③⑪							
	配当控除	③⑫							
	配当	③⑬							
	配当	③⑭							
	配当	③⑮							
	配当	③⑯							
	配当	③⑰							
	配当	③⑱							
	配当	③⑲							
計算	再差引所得税額(基準所得税額)	④①							
	復興特別所得税額	④②							
	所得税及び復興特別所得税の額	④③							
	外国税額控除等	④④							
	源泉徴収税額	④⑤							
	申告納税額	④⑥							
	予定納税額	④⑦							
	第3期分の税額	④⑧							
	修正前の第3期分の税額	④⑨							
	修正申告	④⑩							
その他	公的年金等以外の合計所得金額	⑤⑤							
	配偶者の合計所得金額	⑤⑥							
	専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑦							
	青色申告特別控除額	⑤⑧							
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑨							
	未納付の源泉徴収税額	⑤⑩							
	本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑪							
	平均課税対象金額	⑤⑫							
	変動・臨時所得金額	⑤⑬							
	延届納出	⑤⑭							

⚠ 復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

確定申告書の作成に当たっては、
復興特別所得税額の記入漏れのないようご注意ください。

再差引所得税額(基準所得税額)	④①								
復興特別所得税額	④②								
所得税及び復興特別所得税の額	④③								

確定申告書等の様式は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/index.htm>) で公開されています。確定申告書等の様式が必要な方は、国税庁ホームページからダウンロードしていただき、印刷をお願いいたします。



「確定申告書等作成コーナー」なら自宅ですべて申告♪かんたん・便利♪